



Title	イギリスのニューライト : 新自由主義と新保守主義
Author(s)	二宮, 元
Citation	
Issue Date	2010-11-30
Type	Thesis or Dissertation
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10086/18837
Right	

第四章 サッチャー主義の政治

前章では、部分的に新自由主義的な性格をもったヒース政権の改革が、失業の増大と労働組合の抵抗に直面して、途中で挫折し、政権の崩壊にまで追い詰められたこと、そしてその後下野した保守党の内部で、より徹底した新自由主義改革の実行を主張するサッチャー派の勢力が台頭したことを見た。それを踏まえて、本章では、79年に誕生したサッチャー政権が、90年に退陣するまでの約11年間にどのような改革を実行したのかを検討していく。

以下では、まず第一節において、サッチャー政権が登場してきた歴史的な文脈についてあらためて概観し、彼女が取り組まなければならなかった課題について総括的に指摘する。そのうえで、第二節と第三節では、サッチャー政権の改革を79～83年の第一段階と83～90年の第二段階に分けて検討する。そして、最後の第四節では、サッチャー退陣の一つの要因ともなった、ヨーロッパ統合をめぐる政権内部の対立について考察することにしたい。

第一節 サッチャー政権誕生の歴史的な文脈

1- (1) フォード主義の危機

サッチャー登場の歴史的な文脈として第一に見ておきたいのは、経済的な文脈である。言うまでもなく、サッチャー政権の最大の使命は、資本の蓄積力を回復させ、イギリスの経済衰退を逆転させることであった。しかし、ここで特に強調しておきたいのは、サッチャーが解決を迫られた経済危機は、それまでの戦後の諸政権が直面してきた経済不況とは明らかにその性格を異にしていたことである。端的に言えば、そこには歴史的な段階性の違いがあった。

第一章でも述べたように、戦後のイギリス経済の相対的な衰退をまねいた最大の原因は、その不完全なフォード主義経済にあった。すなわち、戦後アメリカのヘゲモニーのもとで、先進諸国には大量生産＝大量消費サイクルにもとづくフォード主義型の成長モデルが普及し、未曾有の世界的成長が実現したが、イギリスではそのフォード主義経済の定着が限定的で不徹底であったために、他の諸国の経済成長にたいして遅れをとることになったのである。その最大の原因は、労働組合の強い職場規制力のために、フォード主義経済の前提となる技術革新の導入と生産工程の合理化が遅れたことであった。

60年代、70年代の諸政権が取り組んだことは、結局のところ、そうしたイギリスのフォード主義経済の不完全性を打破することであった。コーポラティズム型の経済計画化を試みた60年代のウィルソン政権はもちろんのこと、競争主義路線を実行しようとしたヒース政権も、めざしたのはイギリス経済をフォード主義経済として完成させることだったのである。ヒースが経済成長と福祉国家の両立を主張したことも、大きな歴史的な文脈から言えば、彼がフォード主義の時代に属していたことを示していた。フォード主義経済は福祉国家と矛盾するものではなくむしろ相互補完的だからである。また、この時期にイギリスがかつての帝国の経済圏から離れてEC経済に接近していったのも、明らか

に西ヨーロッパの高度に発達した市場のほうがフォード主義経済の発展にとって適合的だと考えられたからであった。

しかし、サッチャー政権が誕生した時点では、もはやフォード主義経済の完成ではイギリス経済の衰退を逆転させることはできなくなっていた。なぜなら、73年のオイル・ショックを契機にイギリスだけでなく世界経済全体が不況に陥り、戦後の高成長を支えてきたフォード主義経済の成長力そのものが限界に突き当たっていたからである¹。これよりも前からアメリカ資本を中心に資本のグローバル化はすでに始まっていたが、70年代の不況をきっかけにグローバルな資本活動の拡大とそれともなう競争の激化が急速に進行していった。重要なことは、資本のグローバル化によってフォード主義経済の成長を支えていた諸前提が大きな意味転換を迫られたことである。フォード主義経済のもとでは、労働者の高賃金や福祉国家の社会支出は、大量生産される耐久消費財を吸収・消費するために必要な大衆消費市場を拡大するものとして資本蓄積にとって積極的な意味をもっていた。ところが、グローバル化した資本の競争のなかでは、それらは資本の競争力を阻害する余分なコストとして勘定されるようになるのである。したがって、フォード主義からグローバル資本主義への移行にともなうて、それまで安定した社会統合を実現してきた福祉国家や労使交渉制度はいずれも大幅な見直しの対象とされるようになった。

80年代以降、先進諸国でつぎつぎと福祉国家の解体をめざした新自由主義政治が展開されるようになったのは、そうした現代資本主義の大きな歴史的変化を反映したものであった。そして、世界的な新自由主義化の流れに先鞭をつけたのがサッチャーにほかならなかった。サッチャーは、必ずしもそうしたグローバル資本の新しい要請を直接的に感じ取ったわけではなかったが、とはいえ、前章で見たような彼女の福祉国家批判は大きな時代の変化に合致するものだったのである。いずれにしても、ウィルソンやヒースとは違い、サッチャーはイギリスの経済衰退を逆転するために、フォード主義経済の確立ではなく、それにかわる新しい蓄積体制の構築を模索しなければならなかった。

イギリス経済は、戦後の世界的なフォード主義経済の成長の恩恵を十分に享受することができなかつただけでなく、70年代のフォード主義の危機によってより深刻なダメージをこうむった。それだけに、イギリスが新たなグローバル資本主義に適した蓄積体制に移行するための道は、非常に困難で厳しく、また大胆な改革を必要としたのである。そのなかで、サッチャー政権が取り組まなければならない課題は二つあった。一つは、イギリス経済のフォード主義的な成長を阻害しつづけてきた諸要因を除去することである。そうした諸要因は、新しい蓄積体制の確立にあたって大きな障害物となりうるからである。その筆頭は、言うまでもなく労働組合の強い規制力であったが、それ以外にも、フォード主義の定着が不完全であったために残存してきた非効率・衰退産業も淘汰されなければならなかった。

もう一つの課題は、グローバル化した資本の新しい活動や要請にたいして適合的なかたちにイギリス経済の構造を再編成することである。大雑把に言えば、フォード主義経済は基本的には一国的な規模で展開する大量生産・大量消費サイクルに立脚しており、その主要産業は国民経済循環のなかで十

¹ フォード主義の危機については、Bob Jessop, *The Future of the Capitalist State* (Polity, 2002) (邦訳『資本主義国家の未来』中谷義和訳、御茶ノ水書房、2005年、第二章)；Joachim Hirsch, *Der Nationale Wettbewerbsstaat* (ID-Archiv, 1995) (邦訳『国民的競争国家』木原滋哉・中村健吾訳、ミネルヴァ書房、1998年、第二章)を参照。

分な成長を遂げることが期待できたが、グローバル化した資本主義のもとでは、相対的に閉鎖的な国民経済という想定はもはや成り立たなくなり、各国の経済はグローバルな資本の活動のなかでそれぞれに適した役割を見出さなければならなくなる。むしろ、その適応の戦略はさまざまである。前章で簡単にふれた労働党左派のオルタナティブ経済戦略も、ある意味では資本のグローバル化にたいする防御的で保護主義的な対応の一つの例であった。

通例、多くの先進諸国では、フォード主義時代の既存の成長産業の国際的な分化を促進し、生産工程の大部分を低賃金・低規制の発展途上国に移す一方で、研究開発や経営管理等の本社機能を本国に集中・強化させることでグローバルな競争への対応がはかられることになる。ところが、もともとフォード主義の中心産業が非常に脆弱であったイギリスでは、こうした戦略はとれなかった。少し先走って述べておけば、そのため、結果として、サッチャー政権のもとで形成された新しい蓄積体制は、グローバルな金融市場の発展のなかで活性化したシティの金融・ビジネスサービス業と、EC経済のなかでは相対的に低賃金・低規制の立地条件に魅かれてイギリスに進出してきた海外資本の製造業とを二つの駆動力とすることになった。製菓業やごく一部のハイテク産業をわずかの例外として、イギリスの製造業は、グローバルな競争に勝ち残っていける産業として飛躍することに失敗したのである。

むしろ、サッチャー政権が当初からこうした蓄積戦略の青写真をもっていたと考えるのは誤りであろう。サッチャー政権の新自由主義改革は、人びとの意欲や活力の回復、企業文化の再生といった非常に主意主義的な観点から押し進められたところが大きく、グローバル経済のなかでのイギリス経済の位置やその産業編成のあり方などについての構造的・体系的な構想をまったくと言ってよいほどに欠いていた。また、日本と比較して言えば、渡辺治が指摘するように、日本の新自由主義改革がいわゆる「財界」を通して表明されるグローバル化した資本の実践的な要請にしたがって開始されたのに対して、イギリスのそれはマネタリズムをはじめとする新自由主義の理論に突き動かされたという意味で、きわめてイデオロギー的な性格が濃厚であった²。しかも、後でも述べるように、コーポラティズムのもとで国家の支援を受けて余命をつないできたイギリスの資本の大部分は、新自由主義を支持せず、むしろサッチャーは資本の意思に抗して改革を断行しなければならなかったのである。いずれにしても、上に述べたような新しい蓄積体制は、サッチャー政権が新しい競争環境のもとでイギリス経済の再生と生き残りをはかるなかで徐々に形成されたものであったととらえるのが妥当であろう。

1- (2) 国家の統治能力の危機

第二に、サッチャー改革の政治的文脈として、当時「統治の機能不全 (ungovernability)」や「政府の過剰負担 (government overload)」などと呼ばれた政治的な危機の問題について取り上げておきたい。

70年代の中頃から、世界的な景気後退を背景にして、保守派とマルクス主義者とを問わず危機論が流行し始めたが、そのなかで多くの注目を集めたのが現代国家の統治能力の危機といわれる問題で

² 日本の新自由主義改革の展開については、渡辺治「開発主義・企業社会の構造とその再編成」(渡辺治編『変貌する〈企業社会〉日本』旬報社、2004年、所収)；同『構造改革政治の時代』花伝社、2005年を参照。

あった³。すなわち、その危機論によれば、戦後先進諸国の政府は、大衆民主主義の圧力のもとで、その能力をこえる過剰な責任と役割を引き受けるようになり、その結果、政府の統治機能が全般的に弱体化してしまっているというのである。その代表的な論者であるサミュエル・ハンチントンの言葉を借りれば、これは、「民主主義の活力により、実質的な政府活動が増大する一方で、その権威が実質的に低下」するという逆説的な事態を強調する議論であった⁴。

70年代後半から80年代にかけて数多く出されたこの種の危機論は、批判的に吟味されるべき点があるにしても、確かに当時各国の政府が直面していた問題を指摘した点では当を得た議論であったと思われる⁵。というのも、経済活動への介入を限定していた近代の自由主義国家とは違って、経済的・社会的な介入領域を漸進的に拡大させてきた現代の介入主義国家のもとでは、70年代のような深刻な経済不況は、そのまま経済の管理運営者としての国家の危機に移行せざるをえないからである。

イギリスに即して見ても、60年代と70年代の度重なるコーポラティズムの失敗は、国家の統治能力の衰退という事態以外のなにものでもなかった。所得政策がいく度となく試みられ、そのたびに労働組合からの反発にあって失敗するという事態は、まさに国家の統治上の権威が加速度的に失墜していったことをあらわしており、「この国を統治するのは政府か労働組合か」と問うたヒース政権の敗北、「不満の冬」での政府への労働者の公然たる反抗は、それを象徴する出来事にほかならなかった。一時は、労働組合の同意なしにはイギリスを統治することは不可能であるとまで言われたほどだったのである。

サッチャー政権は、こうした国家の統治能力の衰退という問題に対処しなければならなかった。彼女たちが主張した解決策は、一言で言えば、国家の介入領域を縮小することによってその権威を回復することであった。サッチャー内閣の蔵相として改革の舵取りを担うことになるナイジェル・ローソンの言葉を引けば、「政府は、厳密に政府の責任であり、効果的に遂行することのできる課題に専念することでその権威を回復」⁶すべきであるとされたのである。

しかし、元はと言えば、コーポラティズムは、主要な経済利害（経済界と労働組合）の代表を政策の形成と実行のプロセスに直接的に参加させることで、国家の統治能力を強化しようという意図のもとに導入されたシステムであった。ところが、サッチャーたちは、そのコーポラティズムこそが、政府の政策への拒否権を労働組合に与えることで「弱い国家」を生み出したのだと批判した。彼らは、利益集団の抵抗を打破してでも政策を実行できる「強い国家」を望んだのである。

こうした強い国家への要求という観点からしても、マネタリズムはうってつけの理論であった。くり返し述べているように、マネタリズムによれば、賃金抑制について労働組合と交渉する必要はなく、

³ たとえば、Samuel P. Hunchington et.al, *The Crisis of Democracy* (New York University Press,1975) (邦訳『民主主義の統治能力』綿貫譲治監訳、サイマル出版会、1976年)；Anthony King, "Overload: Problems of Governing in the 1970s", *Political Studies*, 23(1975)；Samuel Brittan, "The Economic Contradictions of Democracy", *British Journal of Political Science* 5(1975)；Jurgen Habermas, *Legitimation Crisis* (Beacon,1975) (邦訳『晩期資本主義における正統化の諸問題』細谷貞雄訳、岩波書店、1979年)；Claus Offe, *Contradiction of the Welfare State* (Hutchinson,1984) (一部邦訳『後期資本制社会システム』寿福真実編訳、法政大学出版局、1988年)。

⁴ Hunchington et al., *The Crisis of Democracy* (邦訳、18頁)

⁵ 統治の危機論の批判的検討については、David Held, *Political Theory and the Modern State* (Polity,1989),Chapter 4；Anthony Birch, "Overload, Ungovernability and Delegitimation: The Theories and the British Case", *British Journal of Political Science*, 14(1984)。

⁶ Nigel Lawson, *New Conservatism* (Centre for Policy Studies,1980),p.16

通貨の供給量をコントロールするだけでインフレ問題に対処できるはずだからである。その意味で、マネタリズムは、利益集団からの自律性を政府に与える統治術としても重要視された⁷。マネタリズムは、サッチャー派にとって単なる経済理論以上の意味をもち、コーポラティズムにかわる政治的な危機の克服策を提供するものと考えられたのである。

1- (3) サッチャー改革の時期区分

ここでサッチャー政権の改革について、あらかじめ時期区分を設定しておきたい。サッチャー政権の政策と改革の展開を検討していく際に用いられる時期区分としては、総選挙の年を基準にして①79～83年の一期目、②83～87年の二期目、③87～90年の三期目と分ける方法がおそらく最も一般的である⁸。しかし、ここでは、83年、つまり一期目と二期目の間をより重要な画期を見なして、サッチャー政権を二つの段階に分けて検討していくことにしたい。こうした時期区分を設定する理由は二つある。

一つは、一期目と二期目以降のサッチャー政権では、その政権基盤の安定度がかなり違っているからである。サッチャーが党首について以降も、保守党内にはサッチャー派とウェット派の二つの対抗的潮流が存在したことについては前章で見たが、79年のサッチャー政権誕生以降も、保守党内の分裂状況はしばらくの間つづいた。したがって、一期目のサッチャーは、政権内部の反対勢力の存在によって一定程度改革の手を縛られざるをえなかった。83年の総選挙での二連勝目が、政権内でのサッチャーの権力掌握の画期となったと考えられるのである。

もう一つの理由は、上記の点の帰結でもあるが、二期目以降、サッチャーのめざす新自由主義改革の内容が深化し、その規模が大幅に拡大しているからである。まず、経済再生戦略に関して言えば、サッチャー政権の重点課題は、一期目には不完全なフォード主義の負の遺産の打破に置かれたが、二期目以降、資本のグローバル展開にあわせた新しい蓄積体制の構築へと移行したとすることができる。一期目には、マネタリズムによる厳しい引き締め策を通じて、不効率で過剰な資本と労働力を淘汰することが目的とされたが、二期目以降になるとマネタリズムは後景に退き、減税や規制緩和によって資本の蓄積力をより直接的に回復することが重視されるようになるのである。その結果、新しい蓄積体制が構築されてくることになる。さらに、二期目以降には、改革を長期にわたって継続可能なものとするために、新自由主義的な統合基盤を新たに形成するとともに、国家機構を再編する改革が取り組まれることにもなる。これらの点を踏まえて、以下では、サッチャー政権の政策と改革を、79～83年の第一段階と83から90年の第二段階に分けて検討していくことにしたい。

第二節 サッチャー改革の第一段階（79～83年）

2- (1) マネタリズムによる引き締め策

第一期目のサッチャー政権は、ほぼ全精力を一つのことに傾けて取り組んだ。それは、マネタリズム

⁷ Jim Bulpitt, "The Discipline of the New Democracy", *Political Studies*, 34(1986).

⁸ たとえば、こうした時期区分は、小川晃一『サッチャー主義』木鐸社、2005年で採用されている。

ムの処方箋にもとづく財政的・金融的引き締め策である。周知のように、サッチャー政権は当初から「政治家としてのわれわれの能力には厳密な限界」⁹が存在するとして、景気動向を左右し雇用水準を維持することは政府のなしうることではないという姿勢を宣明し、政府財政支出を削減し通貨供給量を統制することでインフレ抑制のみに専心することを明らかにした。

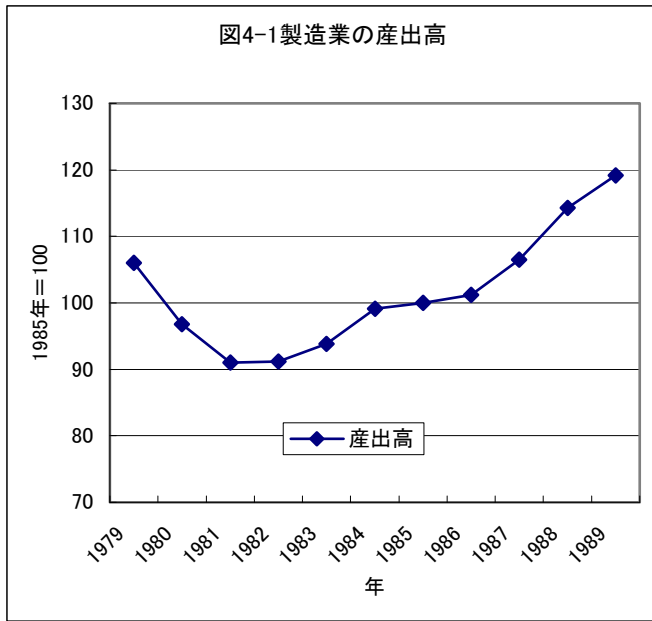
サッチャーが政権発足直後に編成した 79 年度予算には、二つの注目すべき特徴があった。一つは、所得税の引き下げと付加価値税 (VAT) の引き上げを同時に行ない、税制の重点を直接税から間接税へと移動させたことである¹⁰。さらに二つ目に、財政赤字 PSBR (Public Sector Borrowing Requirement) の 25 億ポンド削減を掲げて厳しい財政支出削減を断行した。これは、インフレ抑制を最重要課題とするサッチャーの決意表明であった。さらに、翌年の 80 年度予算の編成時にサッチャー政権は、中期財政金融戦略 (The Medium Term Financial Strategy) を発表し、マネタリズムによる長期的なインフレ抑制策を採用した。中期財政金融戦略では、向こう四年間の通貨供給の数値目標が設定され、それにあわせて段階的に財政赤字を削減していく方針が打ち出されたのである。さらに、銀行貸し出しによる通貨量の増大を抑制するために金利が大幅に引き上げられた。

インフレ抑制を掲げたこうした厳しい引き締め策は、財政支出の削減による国内需要の落ち込みと、高金利の結果としてのポンド高による輸出競争力の低下を引き起こし、イギリス経済をさらに不況のどん底へと突き落とし、失業を急速に増大させていった。79~82 年の三年間に製造業を中心に約 140 万人の雇用が失われ、失業者数は、80 年に 200 万人を突破し、82 年にはついに 300 万人を超えるに至った。それとともに、政権にたいする支持率も下落していったが、しかし、ヒースとは違いサッチャーは決して U ターンしようとはしなかった。サッチャーは、この景気後退をイギリスの経済構造を抜本的に再編していくうえで避けては通れない道と考えていたのである。

サッチャー政権の第一期目の引き締め策は、直接的にはインフレ抑制という動機から実行されたものであったが、明らかに過剰な資本と労働力をイギリス経済から一掃するという目的をももっていた。言い換えれば、不完全なフォード主義の負の遺産を除去することがめざされたのである。ここで統計を用いながら、この点を確認しておこう。第一に、厳しい不況のなかで非効率企業が淘汰され、産業の新陳代謝が強引に押し進められた。図 4-1 に示されているように、80 年代の初頭には製造業の生産高は単に停滞するのではなく減少した。しかし、他方で注目すべきは、表 4-1 に示されているように、同じ時期に生産性の上昇が見られたことである。この一見すると奇妙な事態は、つぎのことを意味している。すなわち、生産性の低い非効率な企業や工場・事業所が倒産・閉鎖に追い込まれる一方で、相対的に生産性の高い企業のみが生き残ったということである。いわば、過剰資本の強引な整理縮小によって生産性の向上が達成されたのである。

⁹ 79 年予算演説でのジェフリー・ハウの言葉。1979 Budget Speech, 12, January, 1979, downloaded at Margaret Thatcher Foundation Archive (MTFA) <http://www.margaretthatcher.org/archive> (2010/3/10).

¹⁰ 所得税については、最高税率が 83%から 60%に、基本税率が 33%から 30%に引き下げられ、VAT は 8~12.5%から 15%に引き上げられた。



(出所) Central Statistical Office, *United Kingdom National Accounts 1990* (H.M.S.O,1990),Table 2.4
より作成。

表 4-1 生産性の伸び率

78-79年	79-80年	80-81年	81-82年	82-83年	83-84年	84-85年	85-86年	86-87年	87-88年	88-89年
0.2	-4.6	5.6	7.6	10.8	3.6	5.8	1.5	6.6	4.9	7.9

(出所) OECD, *Science, Technology and Industry Outlook* (OECD,1996),p.271,table1.11.

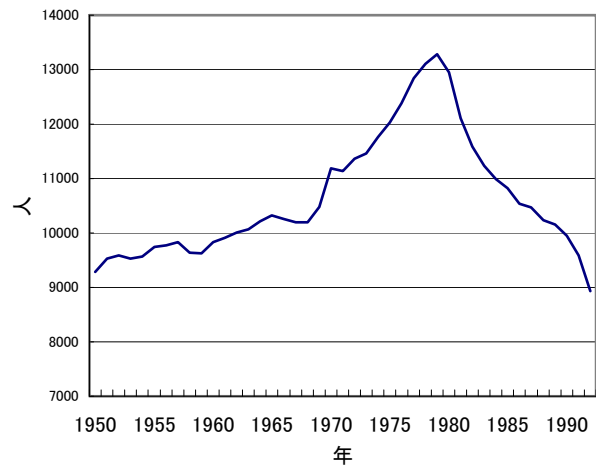
そして第二に、大量失業のなかで、特に民間部門を中心に労働組合の弱体化が進んだ。図 4-2 は、戦後の労働組合員数の推移を示したものであるが、ここからは 79 年を境にしてそれまでほぼ一貫して増加してきた組合員数が急速に減少していったことが読み取れる。また、表 4-2 は、ストライキの動向を示したものであるが、明らかに 80 年代に入って労働組合の戦闘性は停滞している。ストライキ件数は 70 年代と比べて約半分まで減少し、労働損失日数についても減少傾向が見られる。失業の増大のなかで、労働者たちは自分たちの職をまもるために企業に協力し合理化や労働慣行の変更に同意せざるをえなかったのである。他方で、サッチャー政権は、二次ストやピケ、クロードショップ制にたいする規制を強化する労使関係改革を 80 年、82 年、84 年と立て続けに実行しているが、おそらく 80 年代以降の労働運動の退潮をもたらした直接的な要因としては、深刻な不況と失業の影響がより大きかったと思われる。労使関係改革の意味は、むしろ労働組合の戦闘性の喪失を固定化したことにある¹¹。

¹¹ サッチャー政権の労使関係改革が労働組合に与えたインパクトについては、David Marsh, *The New Politics of British Trade Unionism* (Macmillan, 1992).

表 4-2 ストライキの動向

	件数	参加労働者数(千人)	損失日数(千日)
1975年	2,828	809	6,012
1976年	2,016	668	3,284
1977年	2,703	1,166	10,142
1978年	2,471	1,041	9,405
1979年	2,080	4,608	29,474
1980年	1,330	834	11,964
1981年	1,338	1,513	4,266
1982年	1,528	2,103	5,313
1983年	1,364	574	3,754
1984年	1,221	1,464	27,135
1985年	903	791	6,402
1986年	1,074	720	1,920
1987年	1,014	887	3,546
1988年	781	790	3,702
1989年	701	727	4,128
1990年	630	298	1,903

図4-2組合員数



(出所)

Sid Kessler and Fres Bayliss, *Contemporary British Industrial Relations* (Macmillan, 1998) ,p.6,p.34,p.165 より作成。

(出所) John Mcloy, *Trade Union in Britain Today* (Manchester University Press,1995),p.109,p.121.

以上のように、マネタリズムにもとづく財政・金融の引き締め策が、サッチャー政権の第一期の経済戦略の中心的な柱であったが、ここでは81年予算を契機にして若干の軌道修正が行なわれたことにも注目しておきたい。ごく簡単に言えば、その前後で、金利引き上げによる金融的引き締め策から財政赤字削減による財政的引き締め策へと重点が移動したのである¹²。この軌道修正は、通貨量を測定する際の指標として比較的広義の£M3を用いるか、それともより狭義の指標である£M0ないし£M1を使用するかというマネタリスト内部の論争と関係していたことから、一見すると、通貨量をコントロールする適切な手法に関する技術的な修正と思われるが、実はサッチャー政権の産業にたいする姿勢の変化をあらわしている点で重要な意味をもっていた。

79～81年の初期のサッチャー政権の経済運営は、明らかに産業にたいして非常に厳しいものであった。個人所得税の減税が行なわれる一方で、企業負担はほとんど軽減されることがなく、また相次ぐ金利の引き上げが、産業にたいする融資の停滞、ポンド高騰による輸出競争力の低落をもたらしてイギリス産業に大打撃を与えたのである。

¹² David Smith, *The Rise and Fall of Monetarism* (Penguin Books, 1987),Chapter 7.

こうした政権初期の経済運営の微修正がはかられたのが 81 年度予算であった。これ以降、通貨供給抑制の手段として財政赤字の削減がより重視されるようになり、逆に金利は引き下げられるようになった。さらに、企業の国民保険料負担が相次いで引き下げられた。サッチャーによれば、金利引き下げと保険料負担の軽減によって、年間約 40 億ポンドの企業負担の削減が達成されたという¹³。また、ポンドの為替相場も下落していき輸出競争力も一定程度回復した。いずれにしても、これ以降、政権初期にとられた産業への締め付けはやや緩和されることになったのである。

振り返ってみれば、この軌道修正は、その後のイギリス経済の回復にとって非常に重要な意味をもった。政権初期の産業への厳しい締め付けが非効率企業を倒産に追い込んだ後に、生き残った企業にたいして一定の緩和策がとられるという結果になったからである。この後しばらくして景気は底を打ち、回復の兆しを見せ始めるようになるのである。

2- (2) 国有産業と地方財政の改革

こうした引き締め策の実行にともなって、特に財政支出の削減のためにサッチャーは、さらに①国有産業の改革と②地方財政の統制と抑制という二つの課題に着手した。ただし、あらかじめ述べておけば、この二つの改革はいずれも一期目には完遂することができず、二期目以降に持ちこされることになった。

まずは国有産業改革から見ていこう。この時期、国有産業は二つの点で重要であった。一つは、国有産業の多くが非効率な赤字産業であり、毎年政府から多額の補助金がつぎ込まれていたことである。財政赤字を解消するためには国有産業の合理化を断行し自立させなければならなかった。さらに、もう一つ、国有産業は基幹産業であるという点でも重要であった。なぜなら、そこでの非効率性はイギリス経済全体にとってのコスト高として跳ね返ってくるからからである。その観点から、石炭・鉄鋼のようにエネルギーや原材料を生産する産業の合理化を進めることが重視された¹⁴。

ただし、国有産業改革ではサッチャーは完全にはその目的を達成することはできなかった。鉄鋼では、80 年初頭の全国ストを打倒して合理化計画を実行することができたが、炭鉱では、労働者側に大きく譲歩して合理化案を撤回せざるをえなかっただけでなく、補助金を増やさなければならなかった。後でも述べるように、この時期にはサッチャーの政権内での権力基盤がいまだ確立しておらず、強力な炭鉱労働組合と全面対決することはリスクが大きすぎると考えられたためである¹⁵。炭鉱の合

¹³ Margaret Thatcher, *The Downing Street Years* (Harper Colins, 1993) (邦訳『サッチャー回顧録』石塚雅彦訳、日本経済新聞社、1993 年、上巻、340 頁)

¹⁴ たとえば、サッチャーはつぎのように述べている。「ブリティッシュ・スチールは鉄鋼製品の競争力を強めるために、原料炭を輸入することを望むだろう。しかし、全国炭鉱労働組合 (NUM) は、「たとえ価格が高いとしてもわれわれの原料炭を買ってくれ」と言ってこれに反対しているのだ。そして、ブリティッシュ・スチールがこれに同意すれば、今度は自動車メーカーにたいして「たとえ価格が高いとしてもわれわれの鉄鋼を買ってくれ」と言わなければならないのである。しかし、その次には、ブリティッシュ・レイランドやその他の自動車メーカーが「たとえ高くてもわれわれの自動車を買ってください」と頼まなければならないのである」。Speech at Conservative Trade Unionists, 17, November, 1979, downloaded at MTF (2010/2/5).

¹⁵ サッチャーは回顧録のなかでこう述べている。「石炭産業における独占と組合の力が経済、あるいは法による統治に対して突きつけた挑戦を政府が威圧できるようになるまでは、弾力的な態度とハタリとを慎重に交えながら、しのいでいくほかなかった」。Thatcher, *Downing Street Years*. (邦訳、上巻、183 頁)

理化は、政権基盤が安定する二期目以降にもち越されなければならなかった。

また、サッチャー政権は地方財政の改革にも取り組んだ。イギリスの地方自治体の財政は、自治体が課税権をもつレイトという地方税と中央政府からの補助金を二つの主要な財源としていた。そして、戦後の福祉国家のもとでは、地方自治体の提供する公共サービスが大きくなるにつれて、地方財政に占めるレイトの比重が下がり政府補助金の割合が年々増加する傾向にあった。

サッチャー政権は、まず 80 年に地方自治体・計画・土地法 (Local Government, Planning and Land Act) を制定して地方財政の統制と抑制のための仕組みをつくらうとした。政府が各自治体にたいして財政支出の目標値を設定し、それをこえて支出した自治体には補助金削減のペナルティを課すことで地方財政の抑制を達成しようとしたのである。この仕組みによって地方への補助金は引き下げられていった。

しかし、この改革は半ば失敗であった。というのも、多くの自治体、特に労働党が握る都市部の自治体が、独自に税率を決定できるレイトを引き上げることによって補助金削減による不足分を埋めてしまったからである。地方への補助金を抑制することはできても、地方財政の総額を抑制することはできなかったのである。しかも、注目すべきことに、一般家庭の負担する住宅レイトだけでなく企業などに課される事業レイトも引き上げられたために、企業の税負担が増大することになった。当然ながら、これはサッチャー政権にとって看過しておける状況ではなかった。こうして、サッチャー政権の二期目以降の課題として、レイトの改革が浮上してくるのである。これについては、後で第二段階の改革を検討するなかであらためて述べることにしよう。

2- (3) サッチャー政権と経済界

ここで、上述のような第一段階のサッチャー改革にたいして、経済界がどのような反応を示したのかという点について検討しておきたい。先にも示唆したように、既存資本の意向に反して改革が実行されたという点に、サッチャー改革の一つの特徴があると思われるからである。

79 年にサッチャー政権が誕生したとき、経済界の大勢は概ねこれを歓迎した。サッチャーが掲げるインフレ抑制や減税、労働組合改革といった目標は、一般的には経済界の利害にかなうと思われたからである。しかしながら、サッチャー政権が実際に改革を実行に移しはじめるや否や、経済界との関係は緊張と対立に満ちたものとならざるをえなかった。

まず第一に、サッチャー政権は必ずしも経済界にたいして友好的な姿勢を示したわけではなかった。むしろサッチャー派の政治家の多くは、産業の経営者をも改革の対象としてとらえていた。彼らは、経済衰退の原因の一部は、企業家精神に乏しく国家の支援に依存しがちな産業の経営者にもあると考えており、そうした経営者の姿勢も厳しい経済環境のもとにおかれることで刷新される必要があると考えていたのである¹⁶。

また、経済界はサッチャー政権のもとで従来よりも政治的な影響力を低下させることにもなった。サッチャー政権がコーポラティズムを拒否したことで、労働組合だけではなく経済界も政策形成の影響力を喪失することになったのである¹⁷。60 年代以来続いてきた三者協議機関である NEDC は廃止

¹⁶ Keith Middlemas, *Power, Competition and the State. Volume 3 The End of the Postwar Era: Britain since 1974* (Macmillan, 1991), p.350.

¹⁷ Wyn Grant, *Business and Politics in Britain. Second Edition* (Macmillan, 1993), pp.112-114.

こそされなかったものの、政権内では明らかに軽視されるようになった。この時期、経済界の指導者たちからは、サッチャー政権が経済界の意向をかえりみないことにたいする焦りと苛立ちの声がたびたび聞かれた¹⁸。そうした意味で、サッチャー政権は、戦後の歴代のどの政権よりも諸利害にたいして自律的な政権であった。

第二に、深刻な不況のなかで、他方の経済界の側からも、サッチャー政権の厳しい改革方針にたいする批判が相次いだ。たとえば、80年11月には、イギリス産業連盟（CBI）の事務局長テレンス・ベケットが、サッチャー政権の厳しすぎる引き締め策を痛烈に批判する演説を行ない、さらにはイギリスを代表する化学企業ICIの会長までもが、このままでは創業以来初めての赤字を計上することになるだろうと異例の「警告」を発した¹⁹。改革を漸進化しより柔軟な経済運営を求める要求が出されたのである。先に見たように、81年予算以降、一定程度産業の負担軽減を考慮した軌道修正がなされたが、その後も経済界からは財政規律の緩和と緊急的な景気拡大策の実行を求める声はやむことがなかった²⁰。

しかしながら、第三に、指摘しておかなければならないのは、必ずしも経済界が一致団結していたわけではなかったことである。今述べたように、最も公的性格が強く最大の経済団体であるCBIは、サッチャー政権にたいして批判的な態度をとることが多かったが、経営者の個人加盟団体であるIOD（Institute of Directors）は、サッチャー改革をほぼ全面的に支持した。こうした対応の違いは、大きく見れば、イギリスの資本内部の利害の分岐を反映していたと考えられる。本章でも後で詳しく検討するが、サッチャーの改革は、国内製造業とシティの金融業にたいしてはまったく異なる影響を及ぼした。たとえば、先に見た厳しい引き締め策を見ても、それによって生じた高金利とポンド高は、製造業の国際競争力に致命的な打撃を与えたが、逆にシティの金融市場には活況と繁栄をもたらしたのである。

しかし、ここからサッチャー政権を金融資本の利益を代表するものとして道具主義的に理解するのは誤りである²¹。サッチャー政権のもとで実行された為替管理の廃止や金融ビックバンなどの規制緩和措置は、シティが世界的な金融センターとしての地位を確保するために必要な改革ではあったが、伝統的な規制慣行に慣れきったシティはこの改革にそれほど積極的ではなかった。サッチャーは必ずしも金融資本の意向に直接的に従属していたわけではなかったのである。

いずれにしても、ここで強調しておきたいのは、サッチャー政権の諸利害にたいする自律性である。

¹⁸ たとえば、本文でもすぐ後でふれるが、80年11月のイギリス産業連盟（CBI）の大会での事務局長テレンス・ベケットの次の発言。「保守党はいささか狭量な連合勢力であるという現実を直視すべきだろう。保守党国会議員の何人が実際にビジネスを営んでいるだろうか。それが問題である。彼らはあなたがたのことを一切理解していない。・・・彼らはあなたがたのことを疑ってさえいるのであり、しかも悪いことに、あなたがたのことを真剣に受け止めていないのである。・・・われわれは本気になって容赦なく〔政府と〕たたかわなければならない。なぜなら、われわれは効率的で繁栄した産業を手にする必要があるからだ」。（□内は筆者） quoted in Martin Holmes, *The First Thatcher Government 1979-1983* (Harvester, 1985), p.156.

¹⁹ 経済界からのサッチャー政権への批判については、Holmes, *The First Thatcher Government 1979-1983*, pp.154-161; Jonathan Boswell and James Peters, *Capitalism in Contention* (Cambridge University Press, 1997), Chapter 7.

²⁰ たとえば、CBI, *The Will to Win* (Confederation of British Industry, 1981).

²¹ ジョン・ロス は、保守党に多額の献金を行なった建設、製菓、金融関連の企業が高収益を上げていることを指摘し、サッチャー政権はそうした企業の利益を代弁するものであると論じている。John Ross, *Thatcher and Friends* (Pluto, 1983).

第一段階のサッチャー改革の意味は、既存の資本を強化することではなく、厳しい経済環境のなかから有望な資本が取捨選択され、あるいは新しく生まれてくるのを促したところにあった。サッチャー政権が、当初企業負担の軽減よりも個人所得税の引き下げを優先し、企業家精神の発揚を促したのもそうした方向性に合致していた。これらの改革は、明らかに既存の資本の意向から独立して実行されなければならなかったのである。サッチャーの独断的とも言える特徴的な政治スタイルは、こうした社会的諸利害からの強い自律性の反映にほかならなかった。

2- (4) 左右からの批判

サッチャーの経済運営にたいする批判は、政権の内部からも噴出した。この時期の政権内部で主要な反対勢力となったのはウェット派である。経済不況が深刻化するにつれて、ウェット派は、景気を回復し失業を減少させるための措置として、引き締め策を停止して積極的な財政出動策を実行することを主張しはじめた。端的に言えば、ヒースと同じく、サッチャーにも U ターンすることを求めたのである。

こうした根強い反対勢力が依然として内閣の多数を占めていたために、一期目のサッチャー改革は一定の制約を受けざるをえなかった。しかし、他方で、サッチャーがそうしたウェット派による制約を最小限に抑える手立てを講じていたことにも注目しておかなければならない。それは、内閣のあり方に如実にあらわれていた。彼女は、ウェット派を閣内に多く取り込んで党内のバランスを重視する姿勢を示す一方で、当面マネタリズム的な引き締め策を実行するうえで重要な経済関係の閣僚ポストにサッチャー派の政治家を集中的に配置したのである。さらに、彼女は、それらのサッチャー派閣僚からなる経済委員会という小委員会を内閣のなかに設置し、経済政策に関わる重要な意思決定をそこに集約してしまうことで、ウェット派の政策的な発言権を極小化してしまった。ただし、その反面、社会保障相や教育相、地方行政・住宅を担当する環境相といったポストは軒並みウェット派に譲らざるをえなかったために、それらの領域での改革は手つかずのままか、あるいは比較的穏健なものにとどまらざるをえなかった。

しかし、皮肉なことに、こうしたウェット派からの制約にしばられたことで、サッチャーは今度はまったく逆の方向からの批判を受けることにもなった。もっと改革の範囲を広げなければならないと主張する急進的新自由主義者からの批判がそれである。この種の批判は、当のサッチャー自身が設立に寄与した政策研究センターや首相官邸のアドバイザーから発せられた。たとえば、かつて野党時代に労働組合改革の戦略的重要性を強調する文書『飛び石』を執筆し、後に首相官邸の政策ユニットに登用されたジョン・ホスキングスは、80年12月の不況の真っ只中につきのように述べてサッチャーに改革の加速化を訴えた。曰く、「政府は、直面する戦略的課題に取り組み始めたばかりである。……われわれの失敗は、(われわれの批判者が言うように) やりすぎていることではなく、やり足りていないことにある。それはすべて、課題の規模を小さく見積もりすぎていたことに原因がある」²²と。要するに、急進的新自由主義派は、不況の原因を改革の不足に求め、より激しい改革を実行しないかぎり不況からの脱出は望めないと主張したのである。

²² quoted in Richard Cockett, *Thinking the Unthinkable* (Fontana, 1995), p.295. 強調は筆者による。

この時期、急進派が特に強調したのは官僚制改革の重要性であった²³。彼らは、教育や社会保障、福祉の分野での改革を押し進めていくにあたって、まずその障害物となりそうな官僚組織に改革の矛先を向けようとしたのである。彼らによれば、既存の官僚組織は惰性的で現状維持志向が強すぎるため、民間からの人材の登用、政治家の主導性の強化などを含めた機構改革に取り組む必要があった。しかし、サッチャーはこうした急進派の提案にほとんど関心を示さなかった。政権基盤が脆弱ななかで官僚たちとのあいだにまで衝突の火種を生むことはあまりにも危険であると判断されたためである。その結果、ホスキンスやストラウスといった急進派のアドバイザーは、政権への不満から一期目の途中で首相官邸を去ることになるのである。

2- (5) 苦境からの脱出

一期目のサッチャー政権の不安定さは、支持率の低迷としてもあらわれた。経済不況と失業問題の深刻化のなかで、保守党への支持率は低下傾向をつづけ、81年の12月には23%にまで落ちこんだ。これは、保守党としての戦後最低の数字であった²⁴。かわって支持を伸ばしたのは労働党から分裂して新たに結成された社会民主党と自由党の連合勢力であり、一時は50%をこえる支持を集めて補欠選挙でも保守党に連勝した。

そうしたなかで、政権内のウェット派の抵抗も俄然強まった。しかも、注目すべきことに、81年予算を契機に引き締め策の重点が金融規律から財政規律に移ったことで、ウェット派の抵抗の余地は以前よりも大きくなった。大幅な財政支出の削減目標を達成するためには、社会保障や教育、国防といった支出規模の大きな省庁に配置されたウェット派閣僚の協力が不可欠となったからである。サッチャー派の少数の経済閣僚で重要な意思決定を牛耳ってしまうという当初のやり方が使えなくなったのである。

そこで、サッチャーが選んだのが内閣改造であった。彼女は、81年に二度の内閣改造を行なってウェット派を内閣からほぼ一掃してしまったのである。しかし、これは危険な賭けでもあった。そもそも、サッチャーが多くウェット派を内閣に入れていたのは、内閣の連帯責任のもとに置くことで彼らのサッチャー批判を封じるねらいがあったからである。したがって、ウェット派を閣外に追い出すことは、彼らに政権批判と倒閣運動の機会を与えることになりかねなかった。

ふりかえって見れば、81年の一年間はサッチャー政権が最も不安定化した時期であったと言える。不況と失業が深刻さを増すなかで、ロンドンやリバプール、マンチェスター、ブリストルなどの都市のインナーシティ地域で相次いで暴動が起こり、政権の経済政策を批判する声が日に日に高まっていた。この年の3月には、「現在の政策は、不況を悪化させ、イギリス経済の産業基盤を破壊し、そして社会と政治の安定を脅かすことになるだろう」²⁵とする364名の経済学者による政権批判声明が公表されて話題を呼んだ。そして、この年の暮れに政権支持率がどん底まで落ちこんだことは先に見たとおりである。そうしたなかで、内閣改造を断行してまで厳しい財政引締め策を実行することは、明らかに政権の命運を賭けたサッチャーの決断であった。

しかし、結果的に言えば、このサッチャーの決断は功を奏することになった。まず、翌年82年の

²³ John Hoskyns, "Conservatism is not Enough", *Political Quarterly*, 55(1984).

²⁴ Robert J. Wybrow, *Britain Speaks Out, 1937-87* (Macmillan, 1989), p.126.

²⁵ quoted in Smith, *The Rise and Fall of Monetarism*, p.100.

初頭から景気が底を打って徐々に上向き始めた。さらに、皮肉にも同年 4 月に起きたアルゼンチンによるフォークランド諸島への侵攻がサッチャーを窮地から救うことになった。保守党内のウェット派はおろか、労働党をはじめとする野党勢力までもが、領地奪還に向けて直ちに機動部隊を派遣するというサッチャーの方針を支持し、戦時の国民的結束を訴えて政権批判の声をトーンダウンさせたのである²⁶。さらには、ナショナリズムの高揚のなかで、サッチャーの決然たるリーダーシップにたいする世論の評価も急速に向上した。フォークランド戦争が終わった時点で、保守党への支持率は 46.5%にまで回復し、労働党（27.5%）と社民・自由連合（24%）に大きく水を開けるかたちになったのである²⁷。

その後も、景気の回復基調がつづくなかでサッチャー政権への支持は維持された。そして、83 年 6 月の総選挙では、労働党が深刻な左右の分裂状態にあったことも手伝って、獲得議席を 60 近く伸ばす圧勝を飾ることに成功したのである。意外なことに、戦後に保守党を二連勝させた首相はサッチャーが初めてであった。こうして、経済の回復、戦争での勝利、選挙での圧勝という実績を示したことでサッチャーの権威は一気に強まり、逆にウェット派は勢力をそがれていくことになったのである。

第三節 サッチャー改革の第二段階（83～90 年）

フォークランド戦争から 83 年選挙での勝利をへて、サッチャーの政権基盤が安定したことで、二期目以降の改革はその範囲を格段に広げることになった。その意味で、改革は新たな段階に入ったと言えよう。この第二段階で実行された改革は、大きく言って、①第一段階の改革の総仕上げ、②グローバルな資本展開にあわせた新しい蓄積体制の構築、③戦後型社会統合にかわる新しい社会統合の模索、④福祉国家の新自由主義的改変という四つの方向性をもっていた。以下、これら四つの柱に沿って二期目以降のサッチャー政権の改革を検討していくことにしよう。

3- (1) 第一段階改革の総仕上げ

①炭鉱ストと地方自治体改革

第一に、サッチャー政権は、一期目からもちこされた課題として炭鉱改革と地方自治体改革に取り組んだ。ここで注目しておきたいのは、この二つの改革がサッチャー政権にたいする抵抗勢力を打倒するという意味をももっていたことである。保守党内のウェット派の抵抗は退けられたとはいえ、依然としてサッチャー政権の改革にとって障害となる社会的勢力は存在した。炭鉱労働組合に代表される戦闘的労働組合と、労働党支配下にある都市部の革新的自治体はその最たるものであった。しかもこの二つの勢力は、労働党内の左派の伸張を支える主要な担い手でもあった。そうした意味で、二つの改革をやり遂げることは、サッチャーの権力基盤をより強固にし、その後続く改革への地ならしをすることを意味したのである。

炭鉱労働者との対決は、当初からサッチャーの改革構想のなかで重要な位置を与えられていた。ヒ

²⁶ 詳しくは、Anthony Barnett, *Iron Britannia* (Allison and Busby, 1982).

²⁷ Wybrow, *Britain Speaks Out*, p.127.

ース政権を崩壊にまで追い込んだ炭鉱労組は、イギリス労働運動の団結力と戦闘性を象徴する存在であり、これに打ち勝つことによって労働運動全体にたいして大きなインパクトを与えることができると考えられたからである。さらに、炭鉱労組を打倒することはヒース政権の汚名返上であり、「強い国家」の回復という点でも象徴的な意味をもっていた。サッチャーにとって最も重要だったことは、その対決に確実に勝つことであり、そのために石炭ストックの確保、警官隊の訓練と配備などの綿密な準備が進められ、絶好のタイミングが選ばれた。81年に、一度提案した合理化案を撤回してあえて衝突が回避されたことについてはすでに述べたとおりである。

こうしてサッチャー政権は、ついに84年の3月に炭鉱労組との対決に踏み切った。20炭鉱の閉山と2万人の人員削減を含む合理化案が発表され、これを受けた炭鉱労組がその撤回を求めて各地でストライキに突入していったのである。炭鉱ストは、その後約一年間にわたってつづけられたが、政府からは何の譲歩も引き出すことはできず、労働者側のほぼ全面的な敗北に終わった²⁸。しかも、その過程で炭鉱ストを支援するかどうかをめぐって労働運動の分裂が表面化し、さらには労働党の内部にまでその分裂が波及することにもなった。まさにサッチャーの望むとおりの結果となったのである。

もう一つの地方自治体改革では、地方税であるレイトの改革をめぐって労働党自治体とサッチャー政権の対決が繰り広げられることになった²⁹。前述したように、サッチャー政権はまず自治体への補助金を削減することで地方財政の抑制をはかったが、自治体がレイトの引き上げによってこれに対抗したために、所期の目的を果たせずにいた。そこで、サッチャーはつぎにレイト自体を統制しようとした。84年レイト法(Rate Act)を改正してレイト・キャッピングと呼ばれる制度を導入し、超過支出の自治体にたいして中央政府がレイトの上限を設定できる仕組みをつくったのである。そして、これはすぐさまロンドンをはじめとする18の自治体にたいして適用された。しかし自治体の側も、これに易々とは従わなかった。レイト・キャッピングが適用された18自治体のうち、労働党が握る16の自治体が、この制度への反対を表明し、公然と政府に反抗するキャンペーンを展開しはじめたのである。さらに、他方で同じ時期にサッチャー政権は、労働党の拠点と化していた大ロンドン市と六つの広域都市自治体を廃止する改革をも押し進めており、これにたいしても自治体の反対闘争が展開された。まさに労働党自治体と保守党政権の全面対決の様相を呈するに至ったのである。

しかしながら、結論的に言えば、労働党自治体の運動もたいした成果をあげられないままに終わった。レイトの上限規制をされた自治体は最終的にはこれに従わざるをえなかったし、大ロンドン市と広域都市自治体も86年には廃止が完了した。

②労働党と労働運動へのインパクト

炭鉱労組と労働党自治体の敗北は、労働党に非常に大きなインパクトを与えた。これを契機にして、労働党内の主導権がラディカルな左派勢力から穏健勢力へと移り、そのもとでサッチャーの新自由主義改革を事実上容認する方向性が打ち出されていくようになるのである。

²⁸ 84～85年の炭鉱ストについては、日本でも多くの紹介と研究がなされている。そのなかでも最も詳しいのは、早川征一郎「イギリスの炭鉱争議(1)～(9)」『研究資料月報』1985～86年である。そのほかに、内藤則邦「イギリスの炭鉱ストライキ」『日本労働協会雑誌』1985年；戸塚秀夫「イギリス炭鉱ストライキの跡を訪ねて(上)(中)(下)」『UP』1986年がある。

²⁹ Simon Duncan and Mark Goodwin, *The Local State and Uneven Development* (Polity, 1988)；Gerry Stoker, *The Politics of Local Government Second Edition* (Macmillan, 1991).

もともと労働党のなかでは、サッチャー政権への対抗の仕方をめぐって二つの異なる立場が存在していた。一つは、労働運動や地方自治体による議会外の反対運動を積極的に支援することで、サッチャー政権を退陣に追い込んでいくべきだと主張するラディカル左派の立場である。これは、74年のヒース政権崩壊の経験を念頭において、その再演をねらう戦略であった。ラディカル左派の勢力は、労働党国会議員のなかでは少数派であったが、地方労働党の活動家層から強い支持を集めていた。もう一つは、穏健左派と右派の立場であり、彼らはずぎの選挙に勝つことを重視し、議会外闘争に加担することについてはむしろ世論の離反を招きかねないとして消極的な態度をとった。また、これら二つの勢力は、政策構想の点でも対立していた。ラディカル左派が、議会外運動を盛り上げるためにも労働党は社会主義的な展望を示さなければならないとして、70年代以来の左派路線を継承・発展させていくことを主張したのに対して、逆に穏健左派と右派は、より幅広い層からの支持を得るために政策を穏健化させるべきだと主張したのである³⁰。

当初、労働党内で主導権を握ったのはラディカル左派であったが、炭鉱労組と労働党自治体の抵抗闘争が失敗に終わったことで、その後ラディカル左派の勢力は急速に退潮していき、党内の主導権は穏健左派と右派の連合へと移っていった。そして、そのもとの、労働党は選挙で敗北を喫するたびに政策を穏健化させ、ついには労使関係改革や民営化といったサッチャー改革を容認し、新自由主義的な政策路線へと舵を切っていくことになるのである。

ところで、こうした労働党内の勢力の変化と並行して、労働運動にも大きな変化が生じていたことにも注目しておかなければならない。かつて左派路線を支持していた労働組合勢力の変貌なしには、労働党の右傾化は起こりえなかったことだからである。ただし、労働運動に生じた変化は単純な右傾化ではなかった。

サッチャー改革の影響を受けて労働組合の弱体化が進むなかで、労働運動は大きく言って三つの潮流に分かれていくことになった³¹。第一の潮流は、経営側や政府にたいしてあくまで戦闘的な対決姿勢で臨むことで、以前のような強力な規制力を取り戻そうとする組合の潮流であり、その典型が炭鉱労組であった。ただし、炭鉱ストの敗北以後、この潮流はほとんど影響力をもたなくなった。第二の潮流は、経営側に積極的に協力し企業の業績を向上させることで、労働者の待遇改善を勝ち取ろうとする組合の潮流であり、電機工組合（EETPU）をはじめとする熟練工組合に比較的多く見られた。後にも述べるように、これらの組合のなかからは、イギリスに進出してきた日系企業などとのあいだで「単一組合・ストライキなし」協定を結ぶ組合があらわれ、新しいビジネス・ユニオニズムの登場として注目されたが、労働運動全体のなかでは必ずしも多数を占めるものではなく影響力も限定的であった³²。第三の、そして最大の潮流は、女性や低賃金労働者、サービス労働者といった未組織部分の組織化を積極的に進めることで労働組合運動の再生をはかろうとする潮流である。この傾向は、国家・地方公務員組合（NALGO）や全国公務員組合（NUPE）といった公共部門組合と、運輸一般組

³⁰ ラディカル左派と穏健左派との違いは、結局のところ議会主義にたいする態度の違いにあったと言える。この点については、Hilary Wainwright, *Labour* (The Hogarth Press, 1987)。

³¹ 80年代の労働運動の変化については、拙稿「イギリス労働運動の衰退と労働党の変貌」一橋大学、修士論文。

³² Phillip Bassett, *Strike Free* (Macmillan, 1986)。こうした動向は、日本でも注目された。早川征一郎「イギリス労働運動の転換局面」(社会政策学会『転換期に立つ労働運動』啓文社、1989年、所収)；田口典男「1980年代イギリス労使関係の変化」『大原社会問題研究雑誌』(420) 1993年11月、

合（TGWU）や都市一般組合（GMB）といった一般組合に多く見られた。これらの組合の特徴は、第一の潮流とは違って自前の規制力の復活ではなく、むしろ国家や立法の手を借りて労働者の諸権利を保護することを重視した点にあった。

実は、イギリスの労働運動のなかに今述べた第三の潮流が登場し、しかもこれが主流的潮流となったことは、非常に画期的なことであった。戦後の労働組合運動は、産別および職場レベルで発揮される強力な交渉力を武器にして、労働者の諸要求を実現させることができたために、最低賃金制などの国家による労働者保護をほとんど重視してこなかった。ところが、サッチャー政権の登場以後、自前の交渉力を発揮できなくなったことで、労働組合は国家による労働者保護を必要とするようになったのである。

そして重要なことは、その結果、労働組合がそれまで以上に労働党政権の成立を望むようになったことである³³。労働者保護立法を実現するためには、労働組合を敵視し政策的な発言権をまったく認めないサッチャー政権ではなく、労働党政権をなんとしても実現させる必要があったのである。しかし、組合員数の減少傾向にもあらわれているように、労働運動は政治的な動員能力を低下させており、自らの運動の高揚を梃子にして労働党政権を実現させる力をもはやもたなかった。そのため、幅広い有権者からの支持を求めて政策を右傾化させていく、穏健左派と右派の現実主義路線を容認せざるをえなかったのである。こうして、80年代の後半までには、労働党内で穏健左派と右派からなる連合勢力の主導権が確立することになった³⁴。

3- (2) 新しい蓄積体制の構築

①規制緩和と減税

第二段階のサッチャー改革の第二の柱は、資本のグローバル化に合わせた新たな蓄積体制の構築である。前述したように、第一段階の改革では、厳しい経済環境のなかで非効率的な資本を淘汰することに力点が置かれた。これにたいして、第二段階では、資本にたいする負担を軽減することで、蓄積力の回復をはかろうとする政策に力点が移動することになった。そのためにサッチャーが特に重視したのが、企業への減税と規制緩和であった。たとえば、彼女は二期目最初の83年の保守党大会でつぎのように述べてそれらの重要性を強調している。

「われわれの競争相手国は、この間ずっと前進しつづけている。そのうちのいくつかの国は、われわれよりも前でスタートを切っている。したがって、われわれは、追いつくために他の諸国よりもより速く前進しなければならないのである。単に自己ベストを更新するだけではなく、競争相手を追い越さなければならない。それが何を意味するかといえば、この国の政府は、他の国の政府よりも重い負担を産業に課してはならないということである。・・・われわれは、インフレと金利を引き下げ、ビジネスへの課税と地方税レイトを引き下げ、さらに規制の山を削減し計画許可の認可期間を短縮する政

³³ Peter Fairbrother, 'The Politics of Trade Unionism', *Capital and Class*, 41(1990); John McIlroy, 'The Enduring Alliance? Trade Unions and the Making of New Labour', *British Journal of Industrial Relations*, 36-4(1998).

³⁴ Patrick Seyd, *The Rise and Fall of the Labour Left* (Macmillan, 1987); Eric Shaw, *The Labour Party since 1979* (Routledge, 1994).

策をやりぬかなければならないのである」³⁵。

この言葉どおり、翌年 84 年の予算では、法人税改革が行なわれ税率が 50%から 35%まで段階的に引き下げられることになった。さらに、規制緩和も積極的に押し進められた³⁶。その最たるものが、金融市場の規制緩和を意図した金融ビッグバンであった³⁷。さらに、進出企業にたいして税制上の優遇と、計画・開発規制の緩和の恩恵を与える「エンタープライズ・ゾーン」も、適用地域を大幅に拡大された³⁸。

しかし、こうした減税と規制緩和による資本への負担の軽減措置が押し進められる一方で、資本の競争力の強化を積極的に支援しようとする政策はほとんど実行されなかった。サッチャーは、いわゆる「産業政策」を極度に嫌い、資本が自力で国際競争を勝ち残ることを求めた。国家の役割は、個人や企業にインセンティブを与え活力を取り戻させるための枠組み設定に限定されるべきであるという主張にサッチャーは固執したのである。これは、国家の能動的な介入が再び衰退産業への支援に転化してしまうことを恐れたからであった。

当時、左派の批判者や政権内のウェット派は、こうした非介入主義をサッチャーの教条主義的な新自由主義の不合理な産物として激しく批判した。彼らは、国家が有望な成長産業に重点的な支援策を講じないかぎりイギリス経済の復活はありえないと論じて、より能動的な国家介入——そのモデルとしてしばしば日本の通産省が引き合いに出された——を要求したのである³⁹。しかし、アンドルー・ギャンブルが示唆するように、サッチャー政権の徹底した非介入主義はある意味では合理的な戦略であったと考えられる。というのも、戦後の世界的なフォード主義経済にかわる新しい世界経済の蓄積体制が未だ不明瞭であった時期にあつては、自由市場の選別機能を最大限に活用する自由放任的政府のほうが介入主義よりも、新しい蓄積条件にイギリス経済を適応させることに成功する可能性があつたからである⁴⁰。イギリスのように既存の経済構造の大規模な転換が不可避であつた場合には、とりわけそうであつたと言えるだろう。いずれにしても、サッチャーの改革は、何らかの明確な青写真にしたがって実行されたのではなく、実験的な性格が強かつた。

②イギリス経済の再編成

しかし、それでも、サッチャー政権の特に第二段階以降の時期になって、イギリス経済の新しい蓄積構造が徐々にではあるが姿をあらわしはじめた。ここではその特徴として三つの点について述べておきたい⁴¹。

³⁵ Margaret Thatcher, *The Revival of Britain* (Aurum, 1989), p.173.

³⁶ Christopher Johnson, *The Economy Under Mrs. Thatcher 1979-1990* (Penguin, 1991), pp.195-198.

³⁷ Colin Chapman, *How the New Stock Exchange Works* (Hutchinson, 1986) (邦訳『ザ・ビッグ・バン』徳田太司ほか訳、東洋経済新報社、1988年)。

³⁸ エンタープライズ・ゾーンは、80年に最初に六地区にたいして導入され、82年に五地区、83～4年に十四地区、さらにその後四地区にたいして適用されていった。詳しくは、財団法人都市みらい推進機構『イギリスの都市再生戦略』風土社、1997年。

³⁹ たとえば、Colin Leys, 'Thatcherism and British Manufacturing' *New Left Review*, 151(1985).

⁴⁰ Andrew Gamble, *The Free Economy and the Strong State* (Macmillan, 1988) (邦訳『自由経済と強い国家』小笠原欣幸訳、みすず書房、1990年、307頁)。

⁴¹ サッチャー政権下で生じた経済の構造変動については、Francis Green(ed.), *The Restructuring of the UK Economy* (Harvester Wheatsheaf, 1989); Jonathan Michie(ed.), *The Economic Legacy 1979-1992*

第一の特徴として指摘できるのは、サービス経済化のいっそうの進展と、その裏返しとしての製造業の縮小である。経済のサービス化と脱工業化と言われる趨勢は、先進諸国に共通して見られる傾向であり、イギリスでもサッチャー登場の以前から始まっていたが、サッチャー政権のもとでその傾向はさらに加速度的に進行した。たとえば、表 4-3 に示されているように、80～90 年の期間に製造業の雇用者は、175 万人減少している。これは、この期間に製造業雇用が約 4 分の 1 というすさまじい割合で減少したことを意味している。ところが、これにたいしてサービス部門の雇用者は、211 万人増加しているのである。ちょうど製造業の減少がサービス部門での増加によって埋め合わされた格好である。ここからも、サッチャー時代にイギリスの経済構造が製造業からサービスへと大きくシフトしたことは明らかであろう。

表 4-3 製造業とサービスの雇用者数の変化 (千人)

	1975 年	1980 年	1985 年	1990 年	80～90 年の変化
製造業	7351	6801	5254	5046	-1755
サービス	12545	13384	13769	15497	2113
全雇用者	22213	22458	20920	22325	-133

(出所) Department of Employment, *Employment Gazette*, January 1992, table1.2 より作成。

こうした製造業の衰退によって引き起こされた問題の一つが、海外貿易問題であった。83 年、ついにイギリスは製造品貿易の赤字国へと転落したのである。産業革命以来はじめてとも言われたその事態の衝撃は非常に大きく、翌年には貴族院に海外貿易についての特別委員会が設置されたほどであった。この特別委員会の報告とそれにたいして出された政府・大蔵省の見解については、すでに多くの紹介と研究がなわれているため詳しくはそちらに譲るとして、ここで確認しておきたいことはつぎの点である⁴²。すなわち、特別委員会がその報告書のなかで、政府にたいして事態を深刻に受けとめて製造業の復活に向けた積極的な施策を一刻も早く講じることを求めたのにたいして、政府・大蔵省は問題の深刻さそのものを否定し、しかもその理由の一つとして製造業にかわってサービス部門の収入が伸びていることをあげたのである。本論文でも見てきたように、60 年代以降歴代の政権は、イギリス経済の衰退を逆転させることを第一の課題としてきたが、そこではその課題の中心が製造業の復活・再生にあることは自明の前提とされてきた。これにたいして、サッチャー政権は、イギリス経済の再生と製造業の復活を同一視することを拒否し、サービス部門の成長をつうじてイギリス経済の再生を果たす道がありうるということを公然と認めるに至ったのである。

今述べた点とも関係するが、新しい蓄積体制の第二の特徴としてあげられるのが、シティの金融資本の突出した重要性である。サッチャー時代のサービス部門の成長は、決して一様に万遍なく生じたのではなく、金融・ビジネスサービスの圧倒的な成長に牽引されたものであった。サービス雇用の増加については先に見たが、ここではさらにその内訳について見ておこう。表 4-4 は、サービス部門

(Academic Press, 1992).

⁴² 山本和人「現代イギリスの貿易構造の分析」『福岡大学商学論叢』32 巻 4 号、1988 年；同「国際収支・貿易構造」(内田勝敏編『イギリス経済』世界思想社、1989 年、所収)；毛利健三「サッチャー時代の歴史的な脈」(東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 2 国際比較 [1]』東京大学出版会、1991 年、所収)。

の主な業種の雇用者数の増減を示したものであるが、ここからは「銀行・金融・保険」が突出して増えていることが読み取れる。80～90年の期間で103万人の増加であり、これは言うまでもなく先に示したサービス部門全体の増加分211万人の半分近くに達する。銀行・金融・保険関連の雇用は、倍率にして言えば、約1.6倍に増えたことになる。

表 4-4 サービス部門雇用者の内訳（千人）

	1975年	1980年	1985年	1990年	80～90年の変化
流通・修理	3082	3281	3186	3477	196
ホテル・配膳	824	959	1027	1252	293
運輸	1041	1036	889	927	-109
郵便・電信	439	428	419	426	-2
銀行・金融・保険	1468	1669	2039	2699	1030
行政	1937	1925	1862	1887	-38
教育	1534	1586	1557	1745	159
医療	1112	1214	1301	1418	204
その他	1108	1286	1489	1666	380

（出所） Department of Employment, *Employment Gazette*, January 1992, table1.2 より作成。

金融・ビジネスサービスの成長を示す資料をもう一つ示しておこう。表 4-5 は 79 年、84 年、89 年の三つの時点での GDP の業種別構成を示したものである。これによれば、製造業が 28.4%→23.8%→22.2%と着実に比重を低下させているのにたいして、「銀行・金融・保険・ビジネスサービス」は 11.6%→14%→19.8%と飛躍的な成長を遂げている。イギリス経済の中心が製造業から金融へと移ったことは明らかであろう⁴³。

表 4-5 産業構成の変化（GDP に占めるシェア）

	1979年	1984年	1989年
農林水産	2.1	2.2	1.5

⁴³ ちなみに、「エネルギー・水道」が 10.6%（84年）から 5.2%へ半減しているのは、北海油田の産出量の枯渇によるものである。

エネルギー・水道	8.1	10.6	5.2
製造	28.4	23.8	22.2
建設	6.2	6.1	6.9
流通・ホテル・配膳・修理	13.3	12.9	14.2
運輸・通信	7.7	7.1	6.9
銀行・金融・保険・ビジネス サービス	11.6	14.0	19.8
行政・国防・社会保障	6.7	7.2	6.8
教育・保健	8.2	8.8	9.7
その他	11.4	11.9	12.6
金融収支調整	-3.8	-4.6	-5.8

（出所） Central Statistical Office, *United Kingdom National Accounts 1990* (H.M.S.O, 1990), p.121, table16.4 より作成。

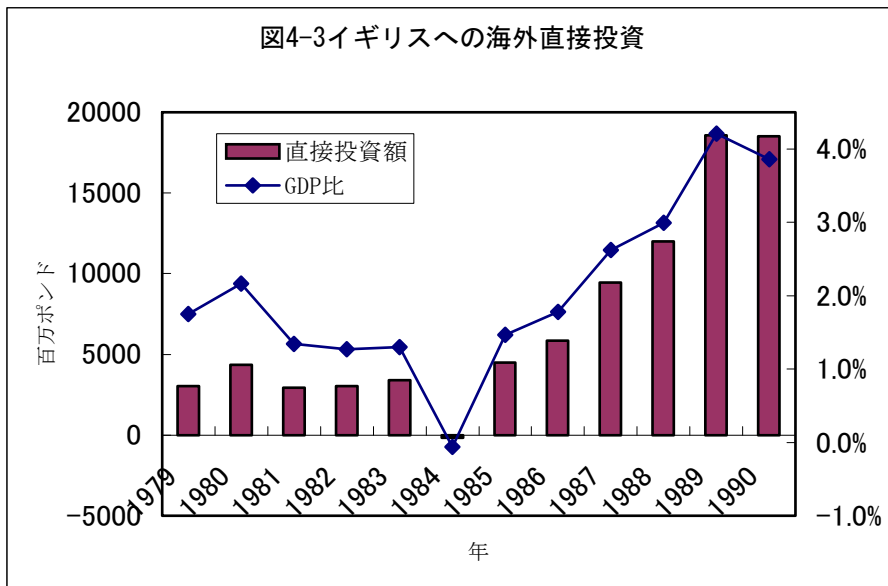
こうした金融・ビジネスサービスの成長は、言うまでもなくシティの金融界の活況と繁栄によってもたらされたものであった。シティの繁栄を可能にした要因として、ここでは二つの点を特に強調しておきたい。一つは、資本のグローバル化にともなって世界的な金融資本の流れが巨大に膨れ上がり、シティの金融市場の成長の可能性が飛躍的に拡大していたことである。その意味で、金融・ビジネスサービスを主導的な部門とするこの新たな蓄積体制は、フォード主義からグローバル資本主義への資本主義の構造転換を背景にはじめて可能となったと言っても過言ではない。もう一つの要因は、世界的な金融センターとしてのシティの競争力を強化したサッチャー政権の政策である。79年の為替管理の撤廃、86年の金融ビッグバンに代表される金融市場の規制緩和策は、世界的な金融資本の流れをシティに呼びこみ金融市場を活性化させた大きな要因であった。

新しい蓄積体制の第三の特徴は、海外資本のイギリス国内への進出である。第一段階にとられた厳しい引き締め策によって産業界の新陳代謝が強引に押し進められ、過剰な資本と労働力の破壊によって生産性の上昇が一定程度達成されたことについては先に見たが、これには明らかに限界があった。先に引用したサッチャーの発言でも述べられているように、イギリス経済の累積的な遅れはあまりにも大きく競争相手国との差を解消するには至らなかったのである。そこで、第二段階に入ってサッチャー政権が積極的に取り組むようになったのが海外資本の誘致であった。要するに、復活の望めない国内資本を見限り海外の優秀な資本の導入に活路を見出そうというわけである。サッチャーが、とりわけ日本企業の誘致に熱心であったことはよく知られている⁴⁴。

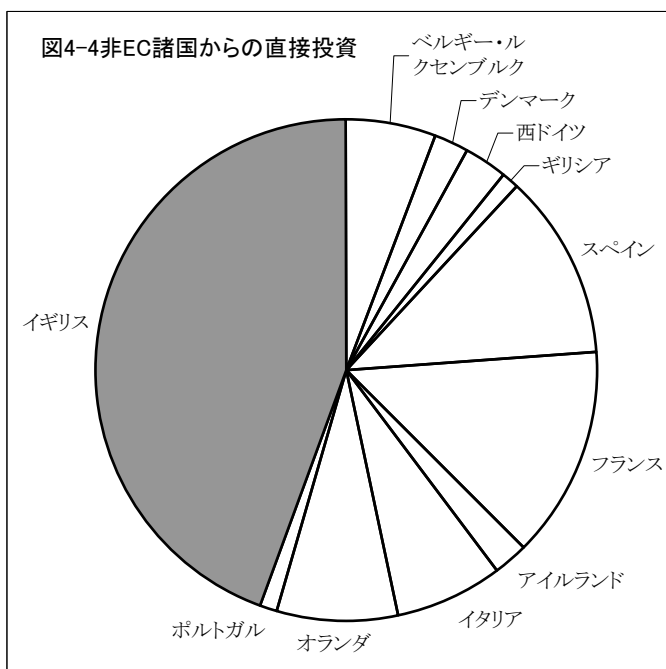
図 4-3 は、80年代のイギリスへの海外直接投資の推移を示したものである。80年代の後半になって、直接投資が急増していることがわかるだろう。こうした直接投資の急増は、ECの経済統合に向

⁴⁴ 1984年6月の中曽根首相の訪英の際の会談の様相について、サッチャーはつぎのように回顧している。「私は中曽根氏と日本の対英投資についても話し合った。彼は、ECに進出した日本企業の半分はイギリスを本拠地としていることを指摘した。『十分ではありません』と私は答えた。『あと二、三十社ほしいと思っています』。中曽根氏は、イギリスが日本からの投資を歓迎していることにまったく疑いをもたずイギリスを離れた」 Thatcher, *The Downing Street Years*. (邦訳下巻、p65)。日本企業のイギリス進出については、ジェフリー・マレー『大英帝国の日本企業事情』海部一男訳、PHP研究所、1991年。

けた動きが活発化するなかで、ヨーロッパ市場への参入を急ごうとする海外資本の動向によってもたらされたものであった。しかし、同時に注目しなければならないのは、なぜその進出先としてイギリスが選ばれたのかである。図4-4に示されているように、この時期のEC諸国への直接投資のなかでは、イギリスへのそれが圧倒的な比重を占めているのである。



(出所) Central Statistical Office, *United Kingdom National Accounts 1991* (H.M.S.O,1991),p.73,table 2.1, table 10.2 より作成。



(出所) Eurostat, *European Community Direct Investment: 1984-1989* (Office for Official Publications of the European Communities,1992),p.42, table 2-9 より作成。

これは、明らかにサッチャーの第一段階の改革の成果であった。確かに以前から言語の共通性もあってアメリカ資本のイギリス進出は盛んに行なわれていたが、労使関係の不安定性などからイギリス

は必ずしも海外資本にとって魅力的な進出先とは言えなかった。ところが、サッチャー改革のなかで労働組合が弱体化したことで状況が大きく変わったのである。特に、先に見たように熟練工組合のなかから、経営側に協調的な新しい組合が登場し、「単一組合・ストライキなし」協定という新しい労使関係が形成され始めたことの意味は大きかった。この協定は、日本企業を中心に海外企業で多用されており、その進出の後押しする要因になったことは間違いない⁴⁵。さらに、サッチャー政権の減税や規制緩和も海外資本の進出を促した要因であった。

イギリス経済にとっての海外企業進出の利点は、それらの企業の生産性の高さにあった。製造業に関して言えば、89年で海外企業の実産性は国内企業と比べて1.53倍にもなる⁴⁶。この生産性の高さのおかげで、自動車や電機といった部門でイギリス製品は再び国際競争力を取り戻したのである。サッチャー政権のもとで、イギリスはヨーロッパ市場への参入をはかる海外企業の「不沈空母」としての役割を見出したと言えよう⁴⁷。

③代償としての格差の拡大

以上のような金融資本と海外資本の成長に依拠した新しい蓄積体制は、確かにイギリス経済を一定程度回復させた。その限りでは、サッチャーの改革は「成功」であった。しかし、それは同時に大きな代償をもともなった。

おそらく最大の代償は、貧困、失業、格差の拡大といった問題である⁴⁸。たとえば、失業者数は、82年の景気回復後も上がりつづけ、86年に約340万人のピークに達した。その後、これは下がり始めたものの、一番減少した90年でも160万人をこえたままであった。サッチャー政権のもとで失業問題が解消することはなかったのである。確かに先に見たように、サッチャー時代には金融・ビジネスサービスを中心にサービス雇用が拡大したが、失業者の大半は製造業で働いていた労働者であり、彼らにとっては新しい職を見つけ出すことは決して容易なことではなかった。そのため、多くは長期的失業者として滞留し、貧困状態へと陥っていくことになったのである。かつては貧困層の大半は年金生活者であったが、サッチャー政権のもとで貧困は就労年齢層にまで拡大していった。

さらに、労働市場の二極化も深刻な問題であった。経済のサービス化、公共部門の民営化、労働組合の弱体化といった理由から、低賃金・低労働条件の雇用が増大した。その結果、安定したフルタイム雇用につき職域年金と企業内福利を享受できる労働者と、安定性を保障されないパートタイム労働者のあいだの格差がますます広がっていったのである⁴⁹。

本論文でもくり返し述べてきたように、それまでイギリスの労働者の諸権利は、強力な労働運動の自前の規制力と交渉力によって担保されてきた。ところが、サッチャー改革のなかで労働運動が以前のような力を発揮できなくなったことで、いわば労働市場が底抜けの状態になってしまったのである。最低賃金制のような労働市場にたいする法的な規制がほとんど存在しないなかで、賃金と労働条件の劣悪化が一気に進行することになったのである。

⁴⁵ 稲上毅『現代英国労働事情』東京大学出版会、1990年、第一章を参照。

⁴⁶ Central Statistical Office, *Economic Trends*, No.462, April (1992), p.145, Table E1, E2

⁴⁷ 小笠原欣幸『衰退国家の政治経済学』勁草書房、1993年、120頁。

⁴⁸ Ray Hudson and Allan M. Williams, *Divided Britain Second Edition* (John Wiley and Sons, 1995).

⁴⁹ 80年代以降の労働市場の構造変動については、櫻井幸男『現代イギリス経済と労働市場の変容』青木書店、2002年。

加えてここで指摘しておきたいのは、こうした社会の階層的な格差の広がり、イギリスの場合、南北間の地域格差の拡大と折り重なって表面化することである。製造業の衰退とサービス部門の成長という 80 年代のイギリス経済の趨勢は、地域によって非常に異なるインパクトを与えた。端的に言えば、製造業の衰退によるダメージをこうむったのは北部であったのにたいして、サービス部門の成長の恩恵を受けたのは南部だったのである。この点は、雇用者数の推移から読み取ることができる。表 4-6 にあるように、79～90 年の期間に、南部での製造業雇用の減少が 73 万人（24%減）であったのにたいして、北部のそれは 123 万人（31%減）にのぼった。逆に、サービス部門では、南部が 160 万人（23%増）雇用を増やしたのにたいして、北部の増加は 89 万人（15%増）にとどまった。その結果、農林水産や建設なども含めた全体の雇用者数の増減を見ると、南部で 68 万人（6%増）雇用が増えているのにたいして、北部では 66 万人（6%減）減少しているのである。失業率を見ても、南北の諸地域では、倍近い格差がある⁵⁰。

表 4-6 地域ごとの雇用者数の変動

	製造業(千人)				サービス(千人)				全体(千人)			
	1979年	1990年	増減数	増減率	1979年	1990年	増減数	増減率	1979年	1990年	増減数	増減率
南東部	1831	1275	-556	-30.4%	4928	5886	958	19.4%	7311	7636	325	4.4%
東アングリア	201	182	-19	-9.5%	394	553	159	40.4%	691	814	123	17.8%
南西部	425	374	-51	-12.0%	976	1254	278	28.5%	1577	1771	194	12.3%
東ミッドランド	592	485	-107	-18.1%	734	941	207	28.2%	1532	1568	36	2.3%
南部	3049	2316	-733	-24.0%	7032	8634	1602	22.8%	11111	11789	678	6.1%
西ミッドランド	967	675	-292	-30.2%	1056	1269	213	20.2%	2212	2098	-114	-5.2%
ヨークシャー・ハンバーサイド	699	500	-199	-28.5%	1035	1251	216	20.9%	1994	1931	-63	-3.2%
北西部	972	647	-325	-33.4%	1473	1606	133	9.0%	2651	2426	-225	-8.5%
北部	421	273	-148	-35.2%	660	722	62	9.4%	1263	1115	-148	-11.7%
ウェールズ	304	238	-66	-21.7%	554	662	108	19.5%	1002	993	-9	-0.9%
スコットランド	602	398	-204	-33.9%	1197	1353	156	13.0%	2077	1974	-103	-5.0%
北部	3965	2731	-1234	-31.1%	5975	6863	888	14.9%	11199	10537	-662	-5.9%

(出所) Department of Employment, *Employment Gazette*, October 1980, February 1992, table1.5 より作成。

さらに、当然のことながら、こうした雇用格差は、所得の格差の拡大としてもあらわな。表 4-7 は、世帯当たりの週間収入の平均が地域ごとにどう変化したかを示したものである。80 年代に南部の諸地域の所得が 2.1 倍以上増えたのにたいして、北部の諸地域はいずれも 1.8～1.9 倍程度しか増えて

⁵⁰ 雇用状況が最も改善した 90 年をとってみると、南部地域の失業率が、南東部 4%、東アングリア 3.7%、南西部 4.4%、東ミッドランド 5.1%であるのにたいして、北部地域は、西ミッドランド 5.9%、ヨークシャー・ハンバーサイド 6.7%、北西部 7.7%、北部 8.7%、ウェールズ 6.7%、スコットランド 8.2%と軒並み高くなっている。*Employment Gazette*, January 1992, table2-3.

いない。もともと南北間で多少の所得格差はあったが、それが 80 年代にさらに広がったことがここからも明らかである。これを見て明らかのように、サッチャー政権の期間を通じて南北間の地域格差は拡大したのである。

表 4-7 地域ごとの所得の変動（世帯当たりの週間平均収入、ポンド）

	1980-81 年	1989-90 年	増加率
南部			
南東部	183.4	395.4	216%
東アングリヤ	151.7	325.1	214%
南西部	149.1	317.4	213%
東ミッドランド	148.6	311.7	210%
北部			
西ミッドランド	155.3	295.9	191%
ヨークシャー・ハンバーサイド	135.0	263.5	195%
北西部	155.4	289.8	186%
北部	140.2	265.6	189%
ウェールズ	143.8	263.1	183%
スコットランド	146.8	277.5	189%
全体	157.8	319.4	202%

（出所） Central Statistical Office, *Regional Trends, 1992* (H.M.S.O.1992), p.98, Table8.1 より作成。

むろん、イギリスにおける南北間格差は、20 世紀初頭以来の問題である。しかし、戦後に展開された地域政策は、南北間格差を解消するには至らなかったものの、その拡大に歯止めをかけるうえで一定の役割を果たしてきた。地域間再分配を目的とした地域政策は、イギリス社会を「一つの国民」として統合しようとした戦後の統合のあり方を特徴づけるものであったと言えるだろう。ところが、サッチャー政権のもとでは、南北間格差を拡大する産業構造の転換が押し進められただけでなく、本業そうした格差を是正するはずの地域政策も大幅に縮小された。その意味において、上記の地域間格差の拡大は、サッチャー改革の所産にほかならなかった。

3- (3) 新自由主義的統合基盤の創出

① 公共住宅売却と株式所有の拡大

第二段階のサッチャー改革の第三の柱は、戦後型統合にかわる新しい社会統合のあり方を模索することであった。もちろん、サッチャーがなそうとしたのは、今見てきたような貧困や社会的格差の拡大を修復することによって、「一つの国民」を回復することではない。そこでめざされたのは、社会内部での格差と分裂の広がりを前提としたうえで、国民上層を新自由主義改革の受益者層として形成することであった。ここでは、そうした新しい社会統合のあり方をジェソップらにならって「二つの国民」型社会統合と呼ぶことにしたい⁵¹。この「二つの国民」型統合は、①中・上層にたいする具体的な利益の供与と②下層にたいする治安の強化という二つの政策からなっていた。まず、ここでは、

⁵¹ Bob Jessop et al., *Thatcherism* (Polity, 1988).

中・上層への統合策として推進された政策として、「大衆資本主義 (Popular Capitalism)」のスローガンのもとで押し進められた公共住宅の売却と株式所有の拡大策について見ておきたい。

公共住宅の売却は、すでに一期目から開始されていた。80年の住宅法の改正により、公共住宅の居住者にたいして、その居住期間の長さに応じて最大で50%まで割引いた価格で住宅を購入する権利が与えられたのである。その後、84年と86年に割引率が引き上げられ、88年までに約100万戸の公共住宅が売却された⁵²。

こうした公共住宅の売却政策には、いくつかの動機があった。一つは財政的なものである。公共住宅の売却は多額の財政収入をもたらし、財政赤字の削減に大きく貢献した。しかし、おそらくサッチャーにとってより重要だったのは政治的な動機である。以前から公共住宅の居住者は労働党の支持基盤であると考えられており、サッチャーはまずこれを解体することを目論んだ。そして、それと同時に、大幅な割引価格での売却という恩恵を付与することで、新しく生まれる持ち家所有者たちを保守党の支持基盤に組み込もうとしたのである。そこで、ターゲットとされたのは、中層から中下層の労働者層であった。さらに、サッチャーにとっては、持ち家所有を拡大することは自立した市民を創出するという意味でも象徴的な重要性をもっていた。公共住宅から持ち家所有への転化を促進することで、彼らを福祉国家への依存から脱却させることがめざされたのである。

国有企業の民営化による株式所有の促進政策も、ほぼ同じ労働者層を新自由主義改革の受益者とするをねらったものであった。興味深いのは、第一段階と第二段階で、国有企業にたいするサッチャー政権の方針が大きく変わったことである⁵³。第一段階で強調されたのは、国有企業の合理化と効率化であった。鉄鋼・石炭産業で人員削減などによる合理化が追求されたことについてはすでに述べたが、その他の電信・電気・ガス・水道といったいわゆる「自然的独占」産業ではサッチャー政権は競争の導入による効率化を主張していた。電信事業で民間企業の参入が認められたのがその例である。

ところが、第二段階になると、競争による効率化という当初の目的は後景に退くようになり、民営化による株式所有の拡大という別の目的が前面に押し出されるようになった。この二つの目的には、相反する側面があった。競争の促進のためには、独占的事業は当然解体・分割されて民営化されるべきことになるが、個人の株式取得を奨励するためには、独占事業をそのまま民営化し将来的な収益見通しを保障したほうがよいからである。結局、84年のブリティッシュ・テレコム、86年のブリティッシュ・ガスが民営化された際には、分割民営化ではなく独占事業をそのまま民営化する方法がとられた。そして、これらの民営化では、個人の株式取得を奨励する政府のキャンペーンが活発に展開され、売却後の値上がりがほぼ確実な安値で株式が売りに出されたために、いずれも予想を上回る数の個人株主を生み出すことになった。個人株主は、79年には250万人程度であったが、92年には1100万人にまで増加したと言われている⁵⁴。

こうした第二段階の民営化のあり方には、サッチャーの掲げる新自由主義のイデオロギーとは矛盾する点があった。独占的事業のままで民営化するという道を選択したために、その独占的地位の乱用

⁵² 詳しくは、Ray Forrest and Alan Murie, *Selling the Welfare State* (Routledge, 1988); 横山北斗『福祉国家の住宅政策』ドメス出版、1998年。

⁵³ サッチャー政権の民営化政策の段階的変化については、Peter Saunders and Colin Harris, *Privatization and Popular Capitalism* (Open University Press, 1994).

⁵⁴ Ibid, p.4.

を防止し価格設定等を監視するための規制機関を新たに設置しなければならなかったのである。これは、国家による規制ではなく自由市場の競争の利点を強調してきたサッチャーの主張と明らかに矛盾していた。しかし、逆に言えば、それだけ第二段階になって株式所有の拡大という目標が重要視されるようになったと言えるだろう。

国有企業の民営化にあたって、個人の株式取得が奨励されたのには二つのねらいがあった。一つは、民営化企業の株式を個人に分散させることによって、再国有化を防止するというねらいである。当初、労働党は売却時の価格で株式を買戻すことによって再国有化をめざす方針をとったが、これは現実的ではなく、やがて再国有化方針は放棄されることになった。もう一つのねらいは、個人株主を増やすことで、自由な企業活動から直接的な利益を得る人びとの数をより多くすることである。サッチャーは、そうすることで、新自由主義政策にたいする支持層を積極的に創出しようとしたのである。

②治安国家の強化

こうした中・上層を基盤とする「二つの国民」型統合は、コンセンサス政治のもとで追求された戦後型統合に比べて明らかに不安定な統合様式であった。福祉国家と完全雇用を支えられた戦後の社会統合は、国民社会の全成員を成熟した市民として社会に統合することをめざしたものであった。むしろ、60年代以降のいわゆる「貧困の再発見」研究が明らかにしたように、都市のインナーシティ地域を中心に貧困と荒廃は未解決の問題として残存しつづけており、戦後型統合が万全に実現したとは言えない。しかし、戦後の歴代政権は、保守党であるか労働党であるかを問わず、基本的には社会の統合からこぼれ落ちる人びとを統合するという政治的な責任を引き受けてきたのである。

ところが、サッチャー政権の追求した「二つの国民」型統合は、そうした社会の全成員の統合にたいする責任を拒否することの上に成り立つものであった。サッチャー政権のもとでは、国民の中・上層にたいする具体的な利益の付与が重視される一方で、後でも見るように、改革の痛みをこうむる下層にたいする諸手当は削減の対象として切り捨てられていった。その結果が、80年代に起きたさまざまな反抗や不満の爆発である。それは、インナーシティ地域での暴動という形をとることもあれば、炭鉱ストのような労働者の公然たる反抗という形をとることもあった。

そうした労働者や下層の不満の爆発に対処するために、めざされたのが治安国家の強化策である。サッチャー政権が実行した厳しい財政削減のなかでも、「法と秩序」領域においては最初から予算拡大が認められていたことはよく知られている。79～88年の間に警察官は11万1500人から12万4000人へと約11%増員され、警察予算も79～87年で実質64%も増加した⁵⁵。また、84年の警察・刑事証拠法（Police and Criminal Evidence Act 1984）では、職務質問や拘留、捜索に関する警察官の権限が強化され、86年の公共秩序法（Public Order Act 1986）では、デモや行進、ピケ活動にたいする警察の規制権限が大幅に強められた⁵⁶。

こうした治安政策の強化は、60年代以来増えつづけている——第二章の図2-1を参照——犯罪への対応という形で打ち出されたものであったが、現実にはそれだけでなく、新自由主義改革の進行にともなって噴出するさまざまな矛盾を押さえ込むために利用された。そのことを最も如実にあらわし

⁵⁵ Michael Brake and Chris Hale, *Public Order and Private Lives* (Routledge, 1992), pp. 94-95.

⁵⁶ Ibid, Chapter 3.

たのが、84～5年の炭鉱ストでの労働者と警察の度重なる衝突であった。そこでは、新自由主義改革の遂行にとって障害となる労働者の抵抗を排除するために、大量の警察官が動員されたのである。これは、新自由主義が強い国家を必要とすることを象徴的に示した出来事であった。他にも、85年のワッピングでの印刷工ストでも警察官の大量動員が行なわれている。

そして、注目すべきは、こうした新自由主義改革のなかでの治安国家化の動きを正統化する役割を新保守主義的な言説が担ったことである。新保守主義は、サッチャー時代になっても増えつづける犯罪や暴力を、失業や貧困の増大といった社会的・環境的要因から切り離し、個人の道徳的欠陥や犯罪者の気質の問題に解消することで、治安政策の強化の必要性を強調したのである⁵⁷。たとえば、他でもなくサッチャー自身のつぎのような言葉に、この点はよくあらわれているだろう。

「現在の政府は、なによりも秩序を維持し国家の安寧を保持する決意である。秩序は、規律、とりわけ自己規律にもとづいている。成熟した民主主義の特性である自己規律や自制といった美德が、最近では家庭や学校で教えられることが少なくなり、この国の社会でこれほどまでにかえりみられなくなっているのは実に嘆かわしいことである。自己規律が崩壊すれば、社会は秩序を強制しなければならない。われわれ保守党が政府は強くなければならないと主張するのは、そうした意味からである。法の支配を保持し、秩序を維持し、自由を保護するために政府は強くなければならないのである」⁵⁸。

こうした言説が、犯罪の増加にたいする大衆的な不安感の広がりとも共鳴しながら、権威主義的な社会秩序の回復を求める「統制の文化 (Culture of Control)」を社会に浸透させていったのである⁵⁹。

やや単純化して言えば、サッチャー政権の治安政策は、新自由主義改革の矛盾のしわ寄せを受ける下層や荒廃地域に主として向けられたものであったと言ってよい。先に見たように、中・上層にたいしては自由や選択の拡大にともなうさまざまな利益が供与される一方で、その利益から排除され周縁化された下層にたいしては規律と権威を強制することで社会秩序の安定がはかられたのである。これこそが「二つの国民」型社会統合の意味するところにほかならなかった。その観点から言えば、新保守主義の言説は、下層の抑圧にたいして中・上層の同意を動員するものであったと言えよう⁶⁰。

3- (4) 福祉国家の新自由主義的な改変

⁵⁷ 犯罪学者のデヴィッド・ガーランドは、つぎのように述べて 80 年代に犯罪観の大きな転換があったことを指摘している。「この時期の政治的言説において、社会的な要因に注目する犯罪問題の説明は完全に信用を失墜してしまった。そうした把握が、犯罪者の個人的な責任を否定し、道徳的欠落を容赦し、刑罰を軽くし、そして悪行を奨励しているとされ、その点で福祉主義の誤りのすべてを象徴しているとされたのである。そのかわりに、犯罪は、無規律や自己統制・社会統制の欠如に原因があり、また邪悪な個人の問題であって、彼らを抑止し厳罰に処すべきとされた。犯罪は、ニードや欠乏を象徴するものではなく、反社会的な個人の資質や文化の問題であり、手ぬるい法の取締りと寛大な刑罰制度にたいする合理的な個人の選択の問題となったのである」。David Garland, *The Culture of Control* (The University of Chicago Press, 2001), p.102.

⁵⁸ Thatcher, *The Revival of Britain*, pp.154-155

⁵⁹ サッチャー政権の「法と秩序」言説については、Ian Taylor, “Law and Order, Moral Order: The Changing Rhetorics of the Thatcher Government”, in Ralph Miliband et al.(ed.), *Socialist Register 1987* (Merlin, 1987).

⁶⁰ Alan Norrie and Sammy Adelman, “Consequential Authoritarianism and Criminal Justice in Thatcher’s Britain”, in Andrew Gamble and Celia Wells (ed.), *Thatcher’s Law* (Blackwell, 1989).

①ファウラー改革

さらに、第二段階の改革の第四番目の柱として、福祉国家の新自由主義的な改変がめざされた。前章で見たように、サッチャーは、国家による福祉が国家にたいする人びとの依存心を強め、彼らから自立心と責任感を失わせていると主張して、福祉国家の改革にたいする強い意欲を示して政権に就いた。しかし、そうした言明にもかかわらず、当初この分野で彼女が実行した改革は、年金のインフレ調整額を若干引き下げた程度であり、比較的小幅なものにとどまった。むしろ逆に、80年代前半の大量失業の発生のなかで社会保障給付が急速に膨張していったが、サッチャーはこれを半ば黙認したのである。

これは、改革の初期の激しい痛みにたいして、さすがのサッチャーもある程度の緩和措置が必要であることを認めたからに他ならないが、それと同時に、先に見た公共住宅や国有企業の売却による一時的・臨時的な収入が、そうした緩和措置を財政的に可能にしたことにも注目しておく必要がある。かつての進歩的保守派の旗手マクミラン（当時のストックトン卿）がサッチャーの民営化政策を揶揄して「家宝を売り物にしている（selling the family silver）」⁶¹と評したように、サッチャー政権はまさに、戦後福祉国家の遺産を売り払い食い潰すことで移行期の激変を乗り切ったのである。しかし、当然ながら、これは長期的に継続できるものではなかった。

こうして、サッチャーは、政権基盤が安定し経済回復の見通しもついた二期目の半ば以降になって、満を持して福祉国家の改革に着手し始めたのである。もっとも、そこでは、福祉国家的諸制度の単純な解体がめざされたわけではない。そこでめざされたのは、福祉国家財政の削減と抑制であった。インフレ抑制と企業・個人への減税がサッチャーの経済戦略の二つの中心的要素であったが、この二つを将来にわたって継続的に実現しつづけるためには、国家の財政支出、とりわけその大部分を占める社会支出を削減することが必要不可欠だからである。

まず最初に取り組みされたのは、年金や補足給付といった狭義の社会保障給付を削減することであった。これが、86年のファウラー改革と呼ばれる社会保障改革のねらいであったが、そのなかでもとりわけ重要視されたのが年金改革である。年金財政は、所得補填支出の半分近くを占めており、さらに70年代の労働党政権のもとで導入された所得比例型の公的年金制度SERPS（State Earnings-Related Pension Scheme）のために将来的にも最大の膨張が予想されていた。そのため、サッチャー政権は公的年金制度の二階建て部分に当たるこのSERPSを解体しようとしたのである。当初、サッチャー政権は、SERPSを全廃する方針を打ち出したが、これはあまりにも強い反発にあったために、SERPSの年金給付水準を引き下げることによってこれを換骨奪胎する方針に転換した⁶²。この改革は、二重の意味で年金財政の抑制と縮小をねらったものであった。すなわち、給付水準の引き下げは、単に財政支出の節約をもたらすだけでなく、公的年金から私的年金への乗り換えを促すことによって年金保障の公的責任そのものを縮小することにつながるからである。こうして、国家の責任を最低年金保障に限定することが目論まれたのである。他にも、ファウラー改革では、諸々の

⁶¹ 正確にはこの表現は、メディアが使った言葉である。Eric J. Evans, *Thatcher and Thatcherism* (Routledge, 1997), p.36. マクミラン演説の原文については、Peter Riddell, *The Thatcher Era* (Blackwell, 1991), p.87.

⁶² 具体的には、年金の算定基準が最善20年間の所得の平均から全所得歴の平均に変更され、給付率も25%から20%へと引き下げられた。ファウラー改革について詳しくは、毛利健三「サッチャリズムと社会保障」(同『イギリス福祉国家の研究』東京大学出版会、1990年、所収)を参照。

補足給付、家族所得補足、住宅給付が削減の対象となった。

②社会サービスの改革

サッチャー政権は、こうした狭義の社会保障改革に取り組んだ後、三期目になってさらに医療をはじめとする社会サービスの改革にも手を伸ばした。実は、福祉国家財政の膨張を抑えるうえで社会サービスの改革は非常に重要な意味をもっていた。なぜなら、社会サービスにたいする需要は、社会発展にともなって将来にわたり増大しつづける傾向があるために、既存の公的な諸制度を放置したままでは社会サービス支出が際限なく上昇していくことになるからである。サッチャーがめざしたことは、社会サービスの供給に関わる制度的な仕組みを改変することによってそうした際限ない膨張に歯止めをかけ、むしろそれを逆転させることであった。これは、福祉国家型の国家機構を新自由主義型のそれへと転換することを意味した。

その典型的な例が医療改革、すなわち NHS 改革であった。よく指摘されるように、サッチャー政権の期間を通じて NHS の予算は増加しつづけた。しかし、それをもってサッチャーは NHS を基本的に温存したと結論づけるのは早計である。なぜなら、サッチャーの NHS 改革のねらいは、医療サービスにたいする需要の増大がそのまま比例的に公的な財政支出の増大に結びつく仕組みを変えることにより、財政支出の増大を可能なかぎり抑制することだったからである。後にサッチャーは、NHS 改革の背景についてつぎのように述べている。

「提供時に無料である限り、(広義の意味での)『医療』が無限に需要を抱えるのは必至だった。NHS を一番多く利用する高齢者の人口は増加を続け、NHS の負担を大きくしていた。一方では、医療の進歩で、とかく高額の新しい治療法が導入される傾向にあり、そうした治療を求める声も高まっていた。ところが NHS には、これらの圧力に対応するための経営的な判断力が欠けており、それが重大な影響を及ぼしていた。スタッフは医療の仕事には熱心だが、費用効率に関しては無関心だった。」⁶³

ところで、将来を見こした医療の抑制の方法としては、二つの方法が考えられた。一つは、医療サービスにたいする需要そのものを抑制する方法である。当時、この方法として、税運用方式から社会保険方式に変更すること、あるいは医療のみに利用される特定目的税を導入することなどが政府内でも検討された。サービスとその費用負担の関係を明確にすることで、利用者の需要を抑制しようというわけである。しかし、結論的に言えば、それらの改革案は採用されなかった。国民の費用負担意識を強める改革は、それだけ世論の反発を受けやすく政治的な危険が大きすぎると判断されたためである。実は、すでに 82 年に社会保険方式への切り替えを提言した政府内文書がリークされたことがあり、そのときに非常に強い反発を受けた苦い経験があったのである。

医療費の伸びを抑制するもう一つの方法は、医療の供給サイドの効率化をはかることであった。第一の方法と比べれば、明らかにこの抑制策には限界があったが、結局、サッチャー政権はこちらの改革を採用した。その改革は、税による運用という既存の NHS の構造を維持しながらも、その内部で医療サービスの提供者と購入者とを分けることで「内部市場」を導入するというものであった。すな

⁶³ Thatcher, *Downing Street Years* (邦訳、下巻、193 頁)

わち、地域の保健当局が、患者のために医療サービスを病院から購入する——実際に病院を選択するのは一般開業医（GP）である——という仕組みをつくることで、病院間の競争を促進し医療供給体制の効率化を達成することがめざされたのである。

また、地方自治体についても同様の改革が実行された。ここでもまず手をつけられたのは、公共サービスの供給サイドの効率化であり、そのための梃子として強制競争入札（Compulsory Competitive Tendering）の制度が活用された。強制競争入札とは、自治体が行なう業務にたいして競争入札を導入し、自治体自身がそれに参加して業務を落札しなければならないという仕組みである。民間の業者が落札した場合は、自治体の担当部局は仕事を失い廃止されることになる。この制度は、すでに 80 年に建物の維持管理や道路補修などの一部の業務を対象に導入されていたが、88 年の法改正によってゴミ収集、建物清掃、道路清掃、学校・福祉施設の給食、公用車維持管理などかなり広範な業務にまで拡大して適用されるようになった。言うまでもなく、自治体サービスの効率化とコスト削減がその最大の目的である。

さらに、地方自治体改革では、サービス需要自体の抑制を目的とした改革も試みられた。俗に人頭税と呼ばれた「コミュニティ・チャージ」の導入がそれである⁶⁴。地方財政改革のなかでレイトの改革が浮上し、その上限設定が行われたことについてはすでに述べたが、サッチャーからすれば、レイトの税制そのものが改革されなければならなかった。というのも、レイトは固定資産にかかる税金であるために相対的には富裕層や企業の税負担が大きく、また自治体による減免措置が行なわれていたために多くの人びとが納税義務を免れていたからである。サッチャーは、自治体財政の膨張に歯止めがきかないのは、こうした片寄った税負担の仕組みのもとで大多数の人びとに納税の痛みがともなわないからだと考えたのである。

そこで、サッチャーは、レイトを廃止し新しい地方税制の仕組みを導入することを打ち出した。それは二つの内容からなっていた。一つは、レイトのうち企業などにかかる事業レイトを分離して全国一律の税にすることである。言うまでもなく、これには、自治体財政の膨張が企業への負担として跳ね返ることを防止するねらいがあった。もう一つが、コミュニティ・チャージの導入である。レイトとは違って、コミュニティ・チャージはそれぞれの地方の成人住民全員にたいして均等額の税負担を求めるものであった。そして、その最大の目的は、地方財政にたいする責任と負担の感覚を地方住民にもたせることであった。当時、この点をサッチャーはつぎのように説明していた。

「透明性があり責任ある地方自治体の実現のためには、提供されるサービスとそれに課される負担とのあいだの明確なつながりが不可欠である。これこそが、コミュニティ・チャージの背景にある原則である。・・・コミュニティ・チャージの地域ごとの水準は、政府によって決められるのではなく、地方自治体によって決められる。浪費的で非効率な自治体はより多くの負担を強いなければならないだろうし、儉約的で責任ある自治体は負担を少なくできるだろう。したがって、地方の全住民がコミュニティ・チャージを支払うようになれば、自治体は投票者にたいしてその支出を正当化しなければならないだろう」⁶⁵。

⁶⁴ Stoker, *The Politics of Local Government*, Chapter8: 北村裕明『現代イギリス地方税改革論』日本経済評論社、1998 年。

⁶⁵ Thatcher, *The Revival of Britain*, p.241.

このようにして、いわば地域的な規模で受益者負担原則を導入し、地方財政の増大が住民負担の増大に直結する仕組みをつくり出すことで、自治体サービスへの需要が増えることを抑制しようとしたのである。

しかし、このコミュニティ・チャージがサッチャーにとっては躓きの石になった。一人当たりの課税額が予想以上に高いことが次つぎと判明し、国民からの反発が強くなり、さらには保守党議員のなかからそれと同調するものがあらわれだしたのである。そもそもサッチャーのねらいは、地方税負担にたいする不満を自治体に向けさせることであつたが、これはさほどうまくはいかなかつた。結局、サッチャー倒閣へと至る一つの流れがここから始まることになった。

③教育改革—新自由主義と新保守主義の合流

サッチャーは、教育の分野においても、公共サービスに競争的原理を導入しその効率化をはかろうとする新自由主義的な改革を実行した。しかし、それは、教育という分野の特殊性を反映して他の福祉国家改革とはやや違った性格をもつことになった。他の改革では、公共サービスにたいする需要を抑制し支出の削減を実現することが最大の目的であつたが、教育改革の目的は単純な教育支出の抑制ではなかつた。教育にたいしては、イギリス経済の競争力の回復に欠かせない優秀な労働力を育成するという課題が求められたからである。教育支出を全体としては抑制しつつ、しかも労働力要請という意味での教育実績の改善を実現すること、これがサッチャーの教育改革の目的であり、そのための手段が競争的原理の導入であつた。

ところで、ここで注目しておきたいのは、新自由主義者からだけでなく新保守主義者からも教育改革への要求が出されていたことである。新自由主義者と新保守主義者はともに、戦後の教育体制を批判し、その抜本的な改革を求める点では一致していたが、その批判の焦点をどこに置くかという点ではかなり違った主張を展開していた。

まず、新自由主義者が問題視したのは、戦後教育のもとで引き起こされた学力水準の低下であつた。そのために、経済界が必要とする水準の労働力が供給されていないという批判である⁶⁶。こうした認識自体は新自由主義に特有のものではない。たとえば、76年のキャラハン首相が提起した教育「大論争 (Great Debate)」の背後にも、そうした問題関心があつた。新自由主義の主張の注目すべき点は、学力低下の原因を戦後の学校システムにおける競争と選択の欠如に求めたことである。すなわち、コンプリヘンシブ化に見られるような戦後教育の平等主義化の流れのなかで、学校や教師にたいして競争の圧力が働かなくなったことこそが、学校教育の水準低下をもたらした最大の要因であると主張したのである。そして、その解決策として提唱されたのが、親の選択権の拡大であつた。子どもをどの学校に通わせるかについて親に選択の自由を与えることで、学校間の競争を促進しようというわけである。こうした新自由主義の要求に最も適した方策として、注目されたのが教育バウチャー制であつた⁶⁷。

⁶⁶ Ken Jones, *Right Turn: The Conservative Revolution in Education* (Hutchison Radius, 1989), Chapter 1.

⁶⁷ 新自由主義派のなかでバウチャー制が注目されるに至る経緯については、Andrew Denham, *Think-Tanks of the New Right* (Dartmouth, 1996), Chapter 5.

88年の教育改革法（Education Reform Act）に具体化されたサッチャー政権の教育改革は、基本的にこうした新自由主義の教育改革要求に沿ったものであった。当初、政権内部では、教育相に就任したキース・ジョゼフのもとで、親に一定額の補助金を支給して自由に学校を選ばせるバウチャー制度の導入が検討されたが、教育関係者からの強い反対が予想されたためにこれについては断念された。しかし、88年教育改革法ではバウチャー制度に準ずるシステムが導入された。そこでは、まず第一に、オープン・エンロール・システム（Open Enroll System）が採用されて、各学校の入学者数が最大限にまで認められるようになった。実は親の学校選択権はすでに80年の教育法に盛り込まれていたが、地方教育当局が学校間の平衡を保とうとして入学者数に規制をかけたために、学校間の競争はそれほど促進されなかった。88年法では、この規制が取り払われたのである。そして、第二に、中央政府から学校への財政補助金を各学校の生徒数に応じて配分することによって、より多くの生徒を集めた人気校により多くの予算が与えられる仕組みが導入された。こうして、生徒数とその背後にある予算を求めて各学校が競争しあう新しい学校システムがつけられたのである⁶⁸。

他方、新保守主義者たちは、戦後教育の問題点を新自由主義者とは違った角度からとらえていた⁶⁹。新保守主義者が特に問題視したことは、学校教育に進歩的な教育実践が浸透するなかで、教師の権威が低下し、学校が子どもたちに道徳と規律を教え込む場ではなくなってしまったことであった。ここでは、進歩的な教師や左翼的な地方教育当局が目の敵にされた。新保守主義者がとりわけ激しく攻撃したのが、性教育と反人種差別教育の実践である。性教育は性道徳の崩壊を助長し、反人種差別教育はしばしばイギリスの伝統文化を差別的文化としておとしめることで健全な愛国心の形成を阻害しているとして非難されたのである。そうした進歩的教育の実践は、特に労働党の影響力が強い都市部の地方教育当局のもとで精力的に取り組まれていたために、新保守主義者の目的は、左翼的な教育関係者の「悪影響」を学校から取り除くことに置かれた。

ここで注目しておきたいのは、こうした問題のとらえ方の違いにもかかわらず、新保守主義の教育改革案が新自由主義のそれとそれほど変わらなかったことである。すなわち、新保守主義者も、進歩的教師と教育当局の力を削ぐための手段として親の権利の強化を求めたのである⁷⁰。そうした独自の観点から、新保守主義者もバウチャー制の導入を主張し、上述のようなサッチャーの教育改革を支持したのである。

サッチャーの教育改革には、親の選択権の拡大と並ぶもう一つの柱があった。ナショナル・カリキュラムの導入である。通例、この二つはまったく正反対の性格をもつものとして論じられることが多い⁷¹。すなわち、親の選択権の拡大が教育の市場化と分権化をねらったものであるのにたいして、ナショナル・カリキュラムは、教育の集権化と国家統制の強化をめざしたものとして理解されており、

⁶⁸ 88年教育改革法については、佐貫浩『イギリスの教育改革と日本』高文研、2002年。

⁶⁹ 新保守主義的な教育改革要求を代表したのが、「ヒルゲート・グループ（Hillgate Group）」である。Hillgate Group, *Whose School?* (Hillgate Group, 1986); Hillgate Group, *The Reform of British Education* (The Clarendon Press, 1987)。また、John Quicke, 'The 'New Right' and Education', *British Journal of Educational Studies*, 26(1988)も参照。

⁷⁰ 86年の教育法に盛り込まれた、政治的問題についての党派的教育の禁止、性教育から子どもを除外する親の権利、学校カリキュラムにたいする警察の発言権は、新保守派の主張を容れた改革であった。

⁷¹ Rodney Lowe, *The Welfare State in Britain since 1945* (Palgrave, 2005), p. 362; J.R.G. Tomlinson, "The School", in Dennis Kavanagh and Anthony Seldon (ed.), *The Thatcher Effect* (Oxford University Press, 1989)。

前者は新自由主義的であり、後者は新保守主義的であるととらえられるのである。しかし、こうした理解は必ずしも正確であるとは言えない。

確かに、ナショナル・カリキュラムの導入は、新保守主義者たちが熱心に主張した改革であった。それは、第一に、ナショナル・カリキュラムを教育現場に課すことで教師や教育当局の裁量に縛りがかかることができると考えられたからであり、第二には、子どもたちに国民国家を担う公民としての素養を見につけさせるためにはカリキュラムの統一化が必要であると考えられたからである。

新自由主義者について言えば、一部の極端な論者のなかにはカリキュラムは市場的競争に委ねられるべきだと主張する者もいたが、しかし、明らかにナショナル・カリキュラムの導入は新自由主義の目的にとっても有用な政策であった。なぜなら、学校間の競争を促進するためには共通の土俵が必要だからである。このことは、88年教育改革法でナショナル・カリキュラムとともに、子どもたちの学習到達度をはかるナショナル・テスト⁷²が導入されたことによくあらわれている。このテストでの成績を基準にして学校の序列化が進み、成績の良い学校ほど人気を集めて財政的にも潤うという仕組みが構築されたのである。このように、親の選択権の拡大だけでなく、ナショナル・カリキュラムについても新自由主義と新保守主義の共同の産物であったとすることができるのである。

第四節 サッチャー政権内部の諸対抗

以上に見てきたように、サッチャー政権の改革は、政権基盤が確立せず、したがって自ずと改革の範囲も限定されざるをえなかった第一段階から、政権内でのサッチャー派のヘゲモニーが確立され改革の範囲も飛躍的に拡大した第二段階へと展開していった。この改革は極めて大規模なものであり、戦後福祉国家の構造から社会的統合基盤にまで至るイギリス国家と社会のあり方全体をつくり替えようとする方向性をもっていた。グローバル化する資本主義経済のなかでイギリス経済の再生のための新しい道を見出そうとするサッチャーの試みが、非常に大きな犠牲をとめないながらも一定の成果をあげたことは否定できない。

しかし、サッチャーにも退場の時が訪れざるをえなかった。サッチャーは、90年11月首相の座を降りることになったが、これは彼女が選挙に敗北したからではなかった。サッチャー政権は、主としてヨーロッパ統合をめぐる政権内部の対立によって倒壊することになったのである。そこで、以下、政権内部の対立と対抗に焦点を当てて検討し、サッチャー政権が崩壊に至る背景を見ておくことにしたい。

4- (1) サッチャーとヘーゼルタイン—ウェストランド社問題

サッチャー政権の第一段階における保守党内の主要な対抗は、サッチャー派とウェット派の対立であった。これは、新自由主義と進歩的保守主義の対立であり、新自由主義改革それ自体の是非をめぐる対立であった。マネタリズムを掲げて厳しい財政金融引き締め策を実行するサッチャー派にたいして、ウェット派は激しく抵抗し、改革の手を止めUターンすることを求めたのである。

⁷² ナショナル・テストは、7歳、11歳、14歳、16歳の各段階で実施される。

また、ウェット派は、サッチャー主義はイギリスの保守主義の伝統からの逸脱であるという批判をさかんに展開した。進歩的保守主義の流れをくむウェット派は、国民的一体性を維持することこそが保守党の最重要の使命であると考えており、そうした彼らからすれば、大量の倒産と失業を引き起こしながらも苛烈な改革の手を緩めず、さらに問題を悪化させるサッチャーの政治は、国民のあいだに絶望感と分裂と緊張を生み出すばかりであり、本来の保守党の理念から逸脱した政治にほかならなかった。それにたいして、ウェット派は、改革を中断し積極的な財政出動を行なって景気と雇用の回復に努めるべきだと主張したのである。しかし、これはサッチャーによって断固として拒否された。

先に見たように、こうしたウェット派の抵抗は、フォークランド戦争と 83 年選挙をへてサッチャー政権が二期目に入る頃には、ほぼ一掃されてしまった。しかし、それ以降、サッチャー政権内部に対立がなくなったのかと言えばそうではなかった。第一段階の新自由主義対進歩的保守主義という対立構図とは性格を異にする新たな対立が浮上してくることになるのである。

まず第一に、浮上したのはサッチャーとマイケル・ヘーゼルタインの対立である。この二人の対立は、二つの対立軸が絡み合っており、やや複雑である。まず一つの対立軸として、国家の経済介入のあり方をめぐる対立があった。すでに見たように、サッチャーは、第二段階の改革で資本への負担を軽減するために減税と規制緩和に力を入れたが、それをこえてさらに資本にたいして国家が積極的な支援策を講じることについては批判的であった。自由市場の競争のなかから活力と成長力のある産業と企業が生まれてくるのを待つというのがサッチャーの立場であった。こうしたサッチャーの自由放任的な立場に対抗する構想を提示したのがヘーゼルタインであった。

ヘーゼルタインの構想は、サッチャーとは著しく異なるつぎのような特徴をもっていた。第一に、彼は、グローバル競争のなかでイギリス経済が生き残っていくためには、減税と規制緩和だけでは不十分であり、国家がより積極的に産業支援に乗り出さなければならないと主張した。具体的には、通商産業省 (Department of Trade and Industry) の権限を強化し政府と産業がより緊密に協力し合う体制を構築すること、さらにそのもとで新しい産業の創出や既存産業の高度化に向けた国家的な産業戦略を作成・実行することなどが主張された。第二に、ヘーゼルタインは、明確にイギリス製造業の復活を重視する姿勢を示した点でもサッチャーとは対照的であった。サッチャー政権は、イギリス経済の主導的部門が製造業から金融を中心とするサービスに移行していくことを容認したが、ヘーゼルタインは「製造業の基盤なしにサービス業がこの国の経済を支えると期待することはできない」⁷³として、政府が製造業再建に力を注ぐことを求めたのである。

こうした対立軸に加えて、もう一つ、ヨーロッパ統合をめぐる対立があった。後で詳しく見るようにサッチャーは、ヨーロッパ統合については消極的・懐疑的な立場をとっていたが、ヘーゼルタインは党内でも最も積極的なヨーロッパ統合論者であった。ここで注目しておきたいのは、彼の親ヨーロッパ主義が上に見たような経済再建構想の不可欠の一環として主張されていたことである。ヘーゼルタインは、イギリス経済が単独の力でグローバル競争を勝ち残っていくことはほぼ不可能であるとして、EC 諸国との経済協力にイギリス経済の活路を見出そうとしたのである。とりわけ彼は、アメリカや日本に対抗して、EC 全体の技術力と競争力を強化するために、EC 各国が先端的技術の研究開発に共同して取り組むことを熱心に主張した。そうした EC の経済協力の枠組みを利用することで、

⁷³ Michael Heseltine, *Where There's a Will* (Hutchison, 1987), p.90.

脆弱なイギリス経済、特にその製造業の競争力の回復をはかろうというのがヘーゼルタインの考えだったのである。

以上のようなサッチャーとヘーゼルタインの対立を表面化させるきっかけとなったのが、85～6年のウェストランド社問題であった⁷⁴。経営難に陥った、イギリスで唯一のヘリコプター・メーカー、ウェストランド社の救済・再建方法をめぐって両者が激しく対立することになったのである。当初提案されたのは、アメリカのシコルスキー社による買収を認めこれに再建を委ねるという案であり、サッチャーはこの案を支持していた。ところが、当時国防相であったヘーゼルタインがヨーロッパ企業連合による救済策を提案してこの案を阻止しようとしたのである。ヨーロッパの防衛産業の強化という観点から、ウェストランド社の支援に政府が積極的に関与すべきだというのが彼の言い分であった。結局、ヘーゼルタインの提案はサッチャーの妨害にあって失敗に終わり、彼は閣僚を辞任するに至った。

ヘーゼルタインの構想は、グローバル資本主義のもとでのイギリス経済の生き残りの道をサッチャー主義とは違った形で示そうという試みであったということが出来る。その点で彼の主張は、かつてのウェット派の残滓を含めた保守党内の反サッチャー勢力を糾合しうる可能性を秘めていた。彼自身は、ウェストランド社問題で閣僚を辞任して以降、サッチャー政権のもとでは冷遇されることになったが、その後も反サッチャー派の一人の旗頭として無視しえない存在感を発揮しつつけることになった⁷⁵。

4- (2) ERM をめぐるサッチャー派内部の対立

80年代後半になって金融部門を中心とした経済再生が軌道に乗り始めたこともあって、ウェストランド社問題以降、自由放任か産業介入かという対立は後景に退くことになった。しかし、もう一方のヨーロッパ統合をめぐる対立はこれで収束したわけではなかった。80年代末葉になってヨーロッパ通貨統合の第一段階となるERMへの参加をめぐる、再び政権内に対立が浮上してくることになるのである⁷⁶。しかも、今度の対立は、サッチャー派の内部で生じ、ナイジェル・ローソンとジェフリー・ハウという二人の重要閣僚の相次ぐ辞任をもたらすことによって、最終的にサッチャーを失脚させる大きな要因となった。

対立のきっかけとなったERM (European Exchange Rate Mechanism) について簡単に説明しておこう。これは、為替相場の安定のために各国の通貨の変動を一定の範囲に押さえようという仕組みである。当時、ECではこのERMを第一段階として、第二段階でヨーロッパ中央銀行を創設し、さらに第三段階で単一通貨を導入しようという通貨統合構想が提案されていた。サッチャー政権は全体として、最終的な通貨統合について反対する点では一致していた。しかし、その第一段階となるERMへの参加については意見が分かれ、反対派のサッチャーと推進派のローソンとハウが対立することに

⁷⁴ ウェストランド社問題については、Henk Overbeek, "The Westland Affair: Collision over the Future of British Capitalism", *Capital and Class*, 29 Summer(1986).

⁷⁵ サッチャー政権のもとでの保守党内の勢力分布については、Philip Norton, "The Lady's Not For Turning. But What about the Rest?", *Parliamentary Affairs*, 43-1(1990).

⁷⁶ 詳しくは、John Ranelagh, *Thatcher's People* (Fontana, 1992), Chapter 13; Jim Buller, *National Statecraft and European Integration* (Pinter, 2000); 力久昌幸『イギリスの選択』木鐸社、1996年、第9章。

なったのである。

この対立には、二つの側面があった。まず一つには、財政金融政策の重点を通貨供給の統制に置くか為替相場の安定に置くかという点での対立があった。サッチャーは、従来どおりマネタリズムを重視する立場から、通貨供給量を目安とする財政金融政策を堅持するべきだと考えていた。その観点から、ERM への参加によってイギリス政府の財政金融政策上の裁量の余地が狭められ、いざという時にインフレに対抗する政策がとれなくなることを嫌ったのである。

ところが、蔵相であったローソンは、これとはまったく逆の見方をしていた。ローソンは、80年代の半ばからマネタリズムに従った通貨供給の統制策を事実上放棄し、むしろ財政金融政策の主眼をポンド相場の安定に置くべきだと考えるようになっていた。ここで注目しておきたいのは、彼がなぜマネタリズムを放棄するに至ったかである。それは、サッチャー改革のなかで取り組まれた金融市場の規制緩和と関係していた。すなわち、それまで金融市場のなかの通貨の流れを一定限度内におさめていたさまざまな規制が取り払われたことで、市場に流通する通貨量を正確に把握しコントロールすることが非常に困難になったのである。そうした状況のなかで、ローソンは、インフレ抑制のためには、低インフレ通貨として知られるドイツマルクにポンドをリンクさせるほうが有利であると判断するに至ったのである。実際、彼は87年以降ERMへの正式加盟をまたずに、1ポンド=3マルクを基準に為替相場の安定させる政策を実行していた。

しかし、ERM問題をきっかけに浮上した対立は、こうした財政金融政策上の対立にとどまるものではなかった。そこには、明らかにヨーロッパ統合の深化それ自体についての二つの異なる立場の対立があらわれていた。ただし、ここでいう対立とは、ナショナリストの統合反対論とヨーロッパ連邦主義者の統合推進論との単純な対立ではない。当時のサッチャー政権のなかに見られた対立関係は、それよりも複雑であった。

まず第一に、ヨーロッパ経済の統合を、より大きなグローバル自由市場の形成に向けた一つのステップとしてとらえる立場があった。この立場は、ECの経済統合が資本の活動にとっての障害物を取り除き、加盟諸国のあいだに自由な市場をつくりだすかぎりにおいてこれを支持していたが、ECを地域的な経済圏として囲い込もうとする動きには強く反対した。後者の動きは、世界市場を保護主義的なブロック経済に分割するものとして批判されたのである。サッチャーはこの立場であった。サッチャーは、ECよりもむしろGATTによる貿易の自由化を重視し、またECとNAFTAとを統合し世界的な自由市場の拡大を実現することをめざしていた⁷⁷。

ここで注目しておきたいのは、サッチャーのこうしたグローバリズムの主張が、国家主権の擁護論と結びついていたことである。サッチャーにとって、自由な世界市場の拡大に必要なことは、国民国家の垣根を取り除くことではなく、むしろその垣根のなかで各国の政府が税制や規制の面で互いに競争しあうことであった。その観点から、彼女は、たとえばECが加盟諸国に画一的な基準や単一の規制を押しつけることに強く反対し、各国が主権を維持すべきだと主張したのである。その意味で、彼

⁷⁷ サッチャーは回顧録のなかでつぎのように述べている。「私はより広がり大きい国際主義を妨害する堅固なブロック化の動きへの反対を繰り返した。私は北大西洋条約機構(NATO)の政治的側面を強化するためのアメリカの提案に立脚しなければならないと述べ、ヨーロッパを北米(アメリカ、カナダ、メキシコ)自由貿易協定(NAFTA)に参加させNATOに貿易的性格を与えることを提案した。私はこれを世界がEC、アメリカおよび日本の三つの保護主義的貿易ブロックに分割されることを回避する方策として考えた」。Thatcher, *Downing Street Years* (邦訳、下巻、332頁)

女の国家主権の擁護論は、パウエルのようなナショナリストが主張していた主権の擁護論とは違って、いた。要するに、サッチャーは、グローバルな自由競争の実現のためには国家の主権が必要であると主張したのである。彼女が首相引退後に行なったハーグ演説にはそうした考え方が明確に示されていた。少し長いが、引用しておこう。

「ヨーロッパが拡大していけば、そこで必要とされる協力の形態もより多様化していかなければならない。中央集権的官僚制のかわりにモデルとなるべきなのは市場である。それは、個人や企業からなる市場であるだけでなく、政府が参加者でもあるような市場でもあるべきなのだ。

そうして政府は、税金を引き下げ規制を減少させることによって、外国からの投資、トップ経営者、高所得者を求めて互いに競争しあうことになるのである。そうした市場は、各国の政府にたいして財政規律を課すことになるだろう。というのも、政府は専門的な技能やビジネスを流出させたくはないからである。それはまた、どのような財政政策と規制政策が最良の経済的結果を生み出すかを明らかにするのを助けるだろう。・・・

もちろん、そうした市場を機能させるためには、各国の政府が社会的・経済的問題において現在もっている権限のほとんどをもちつづけなければならないのである」⁷⁸。

サッチャーにとって、こうしたグローバル自由市場のもとでの国家間の競争体制にとって不可欠な権限の最たるものが、通貨主権であった。そのため、彼女は、ヨーロッパの通貨統合への動きに巻きこまれてしまえば、イギリスの通貨主権をドイツ連銀ないしはヨーロッパ中央銀行に譲り渡すことになってしまうとして頑なに拒否したのである。

しばしば言われるように、サッチャーがヨーロッパ諸国との協力関係よりもアメリカとの「特別な関係」を重視したのも、以上に見た点と密接に関係していた。GATTやIMFといった国際的諸制度を通じて、グローバルな規模での自由市場の形成を先導し、しかもその自由市場の秩序を政治的・軍事的な力をもって維持する役割を担えるのはアメリカにおいて他にはなく、ECにそれを期待することは到底できなかったからである。サッチャーがアメリカのリーダーシップをすすんで受け入れ、イギリスがそのジュニア・パートナーとしての役割を果たすことを外交政策の基本とした背後には、彼女のそうした判断があった。そして彼女は、ヨーロッパがアメリカから自立する道を歩むことを否定し、むしろヨーロッパを、アメリカを中心とする大西洋共同体に組み込むことをめざしたのである。

第二に、地域的な経済圏の形成に向けたヨーロッパ統合の動きを消極的に容認する立場があった⁷⁹。ローソン、ハウ、そしてサッチャーの後の首相となるジョン・メージャーはこの立場であった。彼らは、必ずしもヨーロッパ統合積極論者ではなかったが、ECが地域的な経済圏の形成に着実に進みつつある現実のもとでは、イギリスもそれに乗り遅れることがあってはならないと考えていた。イギリス経済にとって EC 経済との関係が決定的な重要性をもっていることは否定できない事実だからで

⁷⁸ Robin Harris(ed.), *The Collected Speeches of Margaret Thatcher*, (Harper Collins,1997),p.520.強調は筆者による。

⁷⁹ Matthew Sowemimo, "The Conservative Party and European Integration 1988-95", *Party Politics*,2-1(1996)では、この立場は「新自由主義的統合主義者 (Neoliberal Integrationist)」として考察されている。

ある。彼らからすれば、サッチャーのように頑なに統合に反対する姿勢をとりつづけていてはイギリスが EC のなかで孤立しかねず、むしろ通貨統合などにもある程度参加することでイギリスの発言権を確保しなければならないと思われたのである。経済界やシティも、概ねこの立場を支持していた。

さらに、ERM については、ローソンやハウは、サッチャーとは対照的に、むしろ新自由主義的な観点から積極的に評価していた。すなわち、ERM のもとではポンド相場の安定のための財政規律が政府に課されることになるために、仮に将来政権交代が起きたとしても労働党政権の財政拡大に歯止めがかかることになるだろうと考えたのである。実際、ERM への参加は、多くの国で財政赤字の削減圧力となり、社会保障費の削減に拍車をかけることになった。

以上のようなヨーロッパ統合をめぐる対立の激化が、最終的にサッチャーを退陣に追い込むことになった。アメリカを中心とする世界的な自由市場を形成しようというサッチャーの構想は、確かに新自由主義的なグローバリズムの主張としては一貫性をもってしたが、明らかにイギリス経済の現実からは乖離した構想であったと言わなければならない。イギリスの貿易取引の約半分は、EC 諸国を相手にしており、もはやヨーロッパ統合の枠組みなしにイギリス経済の将来を考えることはできなかった⁸⁰。前述のように、サッチャーは海外の多国籍資本をイギリスに誘致することで製造業の建て直しをはかったが、こうした戦略自体、イギリスが EC の壁のなかにいるからこそ成り立ちえたものであった。そうした意味で、サッチャーの構想は、イギリスがとりうる現実的な選択肢ではなかったのである。

したがって、サッチャーの対 EC 消極姿勢が、早晩何らかの形で修正されなければならないのは明らかであった。しかし、サッチャーはこの立場に固執し、EC の統合交渉においても非協調的な強硬姿勢をとって孤立を深めていった。彼女の強硬姿勢は、一部の統合懐疑派からは熱烈に支持されたが、同時に多くの統合支持派を離反させ政権内の求心力を低下させることになった。そして、結局、90 年 11 月のハウの辞任をきっかけに、ヘーゼルタインがサッチャーにたいする挑戦を表明し、彼女は退陣を余儀なくされることになったのである。

小活

サッチャー政権の改革は、80 年代以降世界的な規模で実行されることになる新自由主義改革の先駆的な事例である。サッチャーの新自由主義改革は、60 年代以来の——あるいは 19 世紀末以来の——イギリス経済の衰退にたいする打開策であると同時に、オイル・ショックを契機に顕在化した世界的なフォード主義経済の成長力の枯渇にたいする対応の試みでもあった。80 年代のイギリスで展開されたサッチャー改革は、その後の各国の新自由主義改革でモデルとされることも多かった。

サッチャー改革の最も大きな特徴は、資本の蓄積力を回復しイギリス経済の衰退を逆転させるための手段として、現代国家のもとで展開されてきた介入主義的な諸政策を大胆に放棄したことである。しかも、ヒースとは違い、サッチャーはそうした改革が戦後の社会統合を大きく切り崩すものであることを十分に認識したうえでなお、それを断行したのである。その意味において、サッチャーの改革

⁸⁰ 中村靖志『現代のイギリス経済』九州大学出版会、1999 年、第 10 章を参照。

は、当初から現代国家の構造そのものを大きく再編することを射程に入れた改革であったと言えよう。

既存の社会統合を解体してでも経済の再建を優先するというサッチャーの決意が、おそらく最も激しい形で示されたのが、政権一期目に実行されたマネタリズムによる厳しい引き締め策であった。これは、インフレを抑制し、不効率な資本と労働力を整理縮小するためにとられた政策であったが、その過程で完全雇用は完全に放棄され、300万を超える大量失業が生み出されることになったのである。また、大量失業と労使関係改革が相まって、従来労働者統合の支柱をなしてきた労働組合運動も大幅に弱体化することになった。

二期目以降になると、当初重視されたマネタリズムは後景に退き、減税と規制緩和によって資本の負担を軽減しその蓄積力の向上をはかることが重視されるようになった。その結果として、金融資本と海外資本を二つの駆動力とする新しい蓄積体制が徐々に形成されてくることになったが、しかし、こうした蓄積体制の構築は、かつての安定した社会統合の再建につながるものでは決してなかった。それは、労働組合運動の弱体化を前提とし、国内製造業の衰退のうえに成り立った蓄積体制であり、失業、貧困、格差といった問題を修復するどころか、むしろ強化し固定化することになったのである。

本論文の問題関心から注目されるのは、サッチャー政権が、既存の社会統合を切り崩す一方で、それにかわる新たな統合構想を打ち出すようになったことである。本章では、それを「二つの国民」型統合として定式化しておいた。「二つの国民」型統合は、社会の分裂状況を前提とした統合様式であった。そこで重視されたのは、公共住宅の売却や株式所有の拡大策といった中・上層への優遇策であり、改革による犠牲をまともにこうむる下層にたいしては治安的対処が強化された。戦後コンセンサス政治のもとで展開された統合は、階層間・地域間の格差を是正することによって社会を「一つの国民」として統合することをめざしたものであり、それと比べて、国家の統合様式は大きく変容したと言えよう。

また、こうした変化の一環として、社会的再分配を担ってきた福祉国家的諸制度も改変されることになった。サッチャー改革の中心目標は、資本の負担を軽減することで蓄積力の向上をはかることであつたが、当然ながら、これは福祉国家的な財政支出の削減を必要とする。むろん、財源を法人税・所得税から付加価値税に切り替えることによって、資本負担を軽減しつつ福祉国家財政を維持することは一定程度可能ではあるが、これには自ずと限界がある。そのため、政権終盤期になって、年金、医療などの福祉国家的諸制度の改革が本格的に取り組まれることになったのである。総じて言えば、そこでは、公的部門にたいして市場原理を持ち込むことで、給付体制を効率化し財政需要を抑制することがめざされたと言えよう。ヨーロッパ統合問題をめぐる政権内部の対立からサッチャーが予期せぬ退陣に追い込まれたために、この方面での改革はサッチャー政権のもとでは緒に就いた段階にとどまった。しかし、基本的な発想は、その後のメジャー政権やブレア政権のもとでも、市場化テストやPFI (Private Finance Initiative) などの形で継承されており、現代国家の構造変容の方向性を示すものと考えられる。